

平成31年 第1回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

平成31年3月4日(月) 午前10時開議

開会の場所

錦江町議会議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1) 事務報告

2) 監査の結果報告

3) 陳情の受理及び付託報告

4) 所管事務調査結果報告

日程第4 行政報告

1) 町長行政一般の事務報告

日程第5 議案第 1号 平成30年度錦江町一般会計補正予算(第12号)について
(町長提出)

日程第6 議案第 2号 平成30年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号)について
(同上)

日程第7 議案第 3号 平成30年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第1号)について
(同上)

日程第8 議案第 4号 平成30年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別
会計補正予算(第2号)について
(同上)

日程第9 議案第 5号 平成30年度錦江町介護保険事業(サービス事業勘定)
特別会計補正予算(第1号)について
(同上)

- 日程第 10 議案第 6 号 平成 30 年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算
(第 3 号) について
(町 長 提 出)
- 日程第 11 議案第 7 号 平成 30 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 3 号) について
(同 上)
- 日程第 12 議案第 8 号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の
変更について
(同 上)
- 日程第 13 議案第 9 号 錦江町個人情報保護条例について
(同 上)
- 日程第 14 議案第 10 号 錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例について
(同 上)
- 日程第 15 議案第 11 号 錦江町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に
について
(同 上)
- 日程第 16 議案第 12 号 錦江町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正
する条例について
(同 上)
- 日程第 17 議案第 13 号 錦江町振興開発調査会設置条例の一部を改正する条例に
ついて
(同 上)
- 日程第 18 議案第 14 号 錦江町へき地診療所条例の一部を改正する条例について
(同 上)
- 日程第 19 議案第 15 号 錦江町敬老金支給に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
(同 上)
- 日程第 20 議案第 16 号 錦江町課等設置条例の一部を改正する条例について
(同 上)

- 日程第 21 議案第 17 号 錦江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
(町 長 提 出)
- 日程第 22 議案第 18 号 錦江町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
(同 上)
- 日程第 23 議案第 19 号 権利の放棄について
(同 上)
- 日程第 24 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について
(同 上)
- 日程第 25 議案第 20 号 平成 31 年度錦江町一般会計予算について
(同 上)
- 日程第 26 議案第 21 号 平成 31 年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算について
(同 上)
- 日程第 27 議案第 22 号 平成 31 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算について
(同 上)
- 日程第 28 議案第 23 号 平成 31 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について
(同 上)
- 日程第 29 議案第 24 号 平成 31 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について
(同 上)
- 日程第 30 議案第 25 号 平成 31 年度錦江町簡易水道事業特別会計予算について
(同 上)
- 日程第 31 議案第 26 号 平成 31 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算について
(同 上)

平成31年 第1回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 平成31年3月4日
召集の場所 錦江町議会議場

| | | | |
|-----------|-----|--------|--|
| 応招（出席）議員 | 1番 | 厚ヶ瀬 博文 | |
| | 2番 | 浪瀬 亮祐 | |
| | 3番 | 染川 金治 | |
| | 5番 | 池迫 重利 | |
| | 6番 | 池田 行徳 | |
| | 7番 | 川越 裕子 | |
| | 8番 | 笹原 政夫 | |
| | 9番 | 小吉 昭弘 | |
| | 10番 | 中野 徳義 | |
| | 11番 | 右田 正 | |
| | 12番 | 馬込 守 | |
| | 13番 | 水口 孝俊 | |
| | | | |
| | | | |
| 不応招（欠席）議員 | | | |
| | | | |
| | | | |

| | | | |
|---------------------------------------|------------|-------------------|-----------|
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 町 長 | 木 場 一 昭 | | |
| 副 町 長 | 三 反 田 み どり | | |
| 教 育 長 | 畑 中 清 和 | | |
| 総 務 課 長 | 高 崎 満 広 | 住 民 生 活 課 長 | 舞 原 利 博 |
| 政 策 企 画 課 長 | 新 田 敏 郎 | 観 光 交 流 課 長 | 中 島 裕 二 |
| 未 来 づ くり 課 長 | 池 之 上 和 隆 | 産 業 建 設 課 長 | 久 保 清 隆 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 城 下 香 代 子 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 窪 和 人 |
| 住 民 税 務 課 長 | 安 田 憲 次 | 教 育 課 長 | 大 寺 和 久 |
| 会 計 課 長 | 上 園 ひ と み | 財 政 管 財 係 長 | 馬 庭 司 |
| 建 設 課 長 | 田 中 弘 朗 | 総 務 チーム リーダー | 坪 内 裕 二 郎 |
| 産 業 振 興 課 長 | 今 熊 武 朗 | | |
| 職務のため出席した者 | | | |
| 議 会 事 務 局 長 | 冨 尾 俊 一 | | |

平成31年 第1回 錦江町議会定例会会議録

平成31年3月4日(火) 午前10時00分
錦江町議会議場

(開 会・開 議)

水口議長 ただ今から平成31年第1回錦江町議会定例会を開会致します。
これから本日の会議を開きます。

(日 程 報 告)

水口議長 本日の議事日程はあらかじめ配布致しましたので、ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

水口議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行いません。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、8番笹原君、9番小吉君を指名致します。

日程第2 会期の決定

水口議長 日程第2、会期決定の件を議題と致します。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月20日までと17日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月20日までの17日間に決定致しました。

日程第3 諸般の報告

水口議長 日程第3、諸般の報告を行いません。
閉会中における事務の概要は、お手元に配りました報告書のとおりでございます。

次に平成30年12月10日、平成31年1月17日、2月8日実施の例月出納検査結果報告書、平成31年1月23日、24日実施の補助団体等に

関する監査結果報告書が提出されましたので、写しをお手元に配ってご
います。ご了承願います。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配りました「陳情文書表」の
とおりと致しましたのでご報告致します。文教産業常任委員会が実施致し
ました所管事務調査の結果について委員長から報告を求めます。池迫文教
産業常任委員長。

池迫文教産業常
任委員長

はい、5番。

水口議長

はい。

池迫文教産業常
任委員長

[池迫文教産業常任委員長、登壇]

おはようございます。本委員会において、所管事務調査を実施したので、
その経過と結果について報告します。

1 調査事件

中学校跡地の管理状況と今後の対策について

2 調査の経過

- (1) 平成30年12月3日に教育課長、生涯学習チームリーダーの出
席を求め、「中学校跡地の管理状況と今後の対策について」、説明
を受けて調査しました。
- (2) 平成31年1月22日に学校跡地を利活用している鹿屋市輝北
町の高尾小学校跡の株式会社タケ及び平南小学校跡の株式会社
農栄を調査しました。

3 調査の結果又は概要

統合後の4中学校跡地の旧校舎及び体育館等の利用状況及び管理状況に
ついて説明を受けました。

まず、校舎の利用について平成23年度からの過去7年間の利用状況が
示され、神川地区と大原地区については平成23年度に人口減少のため閉
校となった中学校を利用し、地域社会との協働により周囲の豊富な自然・農
業・文化資源を活用した6次産業的仕事づくりを目指す、12か月のコース
で「社会的アグリ・フードビジネス科」が文部科学省のネイチャリングプロ
ジェクトにより開講され、8名の受講生が3名の講師のもとで利用されま
した。

神川地区については、平成26年度まで書の教室で利用され、平成29年度からはMIRAI協議会のサテライトオフィスモデル事業などで利用されています。

池田地区は、平成23年度に青年団活動と平成27年度に国文祭関係の音楽練習で利用されています。

宿利原地区は、平成23・24年度に英語教室、平成27年度に国文祭関係の音楽練習、平成28年度からは宿利原学習センター再編事業の準備協議会で利用され、現在、工事中となっています。

大原地区は平成23・24年度のネイチャリングプロジェクト以外は、ほとんど利用がないところです。

次に、体育館の利用状況については、平成27年度から平成29年度の3か年について示され、神川地区はバレーボール、剣道、バトミントン、レクリエーション、夏祭り、法令講習などでの利用、池田地区はバレーボール、雨天時のソフトボール、法令講習などで利用されていますが、隣接する林業センターの利用と分散され、体育館の雨漏りのため林業センターの利用が多いようです。

宿利原地区はサッカースクール、錬心館空手などの利用がありましたが、最近は宿利原小学校の利用が多く、利用はほとんどなくなりました。大原地区について利用は、ありませんでした。

管理状況については、通常の利用の場合は利用団体において使用後に清掃を実施しており、校庭や敷地周辺は4地区公民館が年2回程度行っており、利用のない施設については年に2回程度点検し、風通しを行っています。消防設備点検を年1回実施しており、し尿浄化槽は維持管理業務を委託しています。また、宿利原地区のみ地区の水道を利用しているため、教育課で年1回水質検査を実施しています。

今後の対策として、学習センターは主に旧校舎を指していますが、団体活動や個人活動など地域学校協働活動の拠点として活用されるよう、特に地区公民館への利用を促すために、周知案内を継続して行っていくとことです。

室内での調査に引き続き、旧大原中学校及び旧池田中学校の管理状況について現地調査を行いました。

委員から、ネイチャリングプロジェクト事業があったが、今後、実施されることがあるのか、との質疑に、担当課ではないのでわからないが、何らかの利用の申し出があった場合には対応できるように、維持管理に努めている。

旧大原中学校の校旗の扱いについて、もう少し考えていただきたい。他の閉校した中学校については、どうなっているのか、との質疑に、他の学校についても調査を行い、保管の方法等について検討していきたい。

旧大原中学校は3、4年利用されていない状態であるが、今後もこのまま管理だけを行っていくのか、との質疑に、地区学習センターとしての利用は、なかなか難しいところであるが、光通信も利用できる状態で、施設もよい状態であるので、企業誘致などにつながるよう今後も維持管理に努めていきたい、等が出されました。

学校跡地での利活用事例として鹿屋市輝北町市成の高尾小学校跡でキクラゲの菌床栽培を行っている株式会社タケ及び鹿屋市輝北町下百引でサツマイモの洗浄、出荷を行っている株式会社農栄を調査しました。

鹿屋市では、閉校した学校11か所のうち6カ所が活用されており、農林業関係の民間の会社が活用している2カ所を、今回調査したところです。

株式会社タケは、キクラゲの菌床栽培を、当初は校舎を使って行う予定でしたが、水道の漏水のため体育館を中心に利用しています。校庭のほとんどについては、市が管理しているとのこと。栽培時期は、気温が18℃以上になる5月位からの栽培になるとのことでした。

株式会社農栄は、自社での栽培及び農家から仕入れた紅はるかを洗浄し、全品青果用として出荷しており、校舎及び体育館を選果、洗浄施設及び貯蔵庫に改修して利用しています。今後、校庭にも貯蔵施設を整備する予定にしているとのこと。特徴的なこととしては、障害者施設との農福連携により選別作業を施設の方が行っており、市が進めている地域のコミュニティや地域の活性化など地域との連携が図られているように感じました。

委員から、わが町の学校跡地については、道路事情など立地条件が悪いので民間業者の進出は、なかなか厳しいのではないかと。学校跡地の情報発信が足りないのではないかと。宿利原は地区で話し合っ、学校跡地の活用の在り方を進めてきた。民間企業が進出することはよいことであるが、やはり町がかかわっていく活用の方が良いと感じた、などの意見が出されました。

以上のような調査結果を踏まえ、これからも施設を維持するためには、管理経費がかかることを考えると、地区学習センターとしての利用推進はもちろんであるが、企業誘致を含め町のホームページ等を利用した学校跡地の情報発信を積極的に行っていただくことを提言します。以上で終わります。

[池迫文教産業常任委員長、降壇]

水口議長

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

水口議長

日程第4、行政報告を行ないます。町長から行政報告の申し出がございま

した。これを許します。木場町長。

木場町長

はい。

[木場町長、登壇]

木場町長

皆さんおはようございます。本日は3月定例議会を招集致しましたところ、議員の皆さんには全員出席をいただきまして、ありがとうございます。

12月議会以降の行政報告を申し上げます。会議等の参加状況につきましては、別紙報告書のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思っております。

12月8日には、肝属郡医師会立病院の施設見学会がありまして、また14日には、第2回なんぐう地域の医療介護の検討委員会がありました。

22、23日には南大隅町と錦江町で、知事と語ろう車座対話が行なわれまして、本町からも各年齢、各業種の方々25名程度の参加者と直接知事との対話・討論が行なわれたところであります。

1月4日には、74名が参加して成人式が行なわれ、6日には恒例の消防団出初式を田代中央運動場で行なったところであります。

11日からは、サンフランシスコを中心に茶生産農家4名とアメリカにおける日本茶の消費、日本茶の他産地の販売状況、日系スーパーの販売状況、大使館やジェットロでの情報収集を行ないました。詳細については、本日午後報告会を開催したいというふうに考えております。

1月18日、19日には恒例の宿利原地区の大根ライトアップイベントが開催されました。昨年の台風24号の影響で開催時期が例年より約1月遅れましたけれども、多くの観光客で賑わったようであります。全国販売の、週刊新潮にも3ページにわたり写真が掲載され、本町をアピールされたのではないかと思います。

2月11日、関東鹿児島県人会連合会賀詞交歓会が渋谷で行なわれました。三反園知事を始め、市町村長、それから県人会の600名を超える鹿児島県人会の方々が参加されておられます。錦江町出身者は20名弱の参加でありましたが、当日は当連合会の事務局長をされておられる岩元定幸さん、それから本町出身の三遊亭歌之助師匠の講演、それから藤永みゆきさんの祝儀舞など錦江町出身者の方が大活躍をされた大会でもございました。

2月23日は、城山ホテルで第2回錦江町ファン感謝祭を行ないました。純心女子短期大学の学生・卒業生・保護者あるいは民間の企業でありますローソンさん、イケダパンさん、ソラシドエアさんなどの企業、それから鹿児島市内の住民の方々、町内の特産品協会の方々を含め330名の参加をいただきました。本町の取り組みや特産品の紹介、あるいは商談なども行なわ

れ、とても有意義な事業となったところでございます。

26日には、県茶業振興大会が鹿児島市で開催されまして、本町は平成28年度に続きまして、深蒸し茶の部で産地賞を受賞したところでございます。これを機に、さらに錦江町のお茶のブランド化を進めてまいりたいというふうを考えております。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

[木場町長、降壇]

水口議長

これで、行政報告は終わりました。

日程第5 議案第1号

水口議長

日程第5、議案第1号、平成30年度錦江町一般会計補正予算、第12号についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

木場町長

はい。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第1号、平成30年度錦江町一般会計補正予算第12号について、説明を申し上げます。

平成30年度錦江町一般会計補正予算第12号については、補正総額1億1,946万4千円の減額で、累計は75億5,576万7千円となったところでございます。

今回の補正は、歳出につきましては、国の平成30年度2次補正で措置されました、宿利原小学校及び池田小学校の非構造部材耐震化事業8,880万1千円のほか障害福祉サービス費1,400万円の増などが主なものであり、その他事業執行に伴う過不足の調整を行いました。

歳入については、学校非構造部材耐震化事業に係る学校施設環境改善交付金1,414万6千円、町税1,306万5千円、町債2,980万円の増などが主なものであり、余剰財源で財政調整基金繰入金の減額を行なったところでございます。議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

[木場町長、降壇]

| | |
|---------|---|
| 水口議長 | これから、質疑を行います。第1表、歳入歳出予算補正の歳入1款・町税から20款町債までと、歳出1款議会費から12款公債費まで、第2表繰越明許費補正及び第3表地方債補正までを一括して質疑を行います。質疑ありませんか。 |
| 11番右田議員 | 11番。 |
| 水口議長 | はい、11番。 |
| 11番右田議員 | おはようございます。町長に伺いますが、今回の補正で1億1,946万4千円の減となっておりますが、これは町民に対しての住民サービスの低下とは考えないのか、1点だけ伺います。 |
| 水口議長 | はい、木場町長。 |
| 木場町長 | 抽象的な質問でなかなか答えにくいですが、基本的には各担当課が精査をした事業でありますので、特段その予算が減額されるからといって、住民サービスに、低下ということには直接繋がらないというふうに考えております。以上です。 |
| 11番右田議員 | はい、11番。 |
| 水口議長 | はい、11番。 |
| 11番右田議員 | 平成も最後の年でございますけれども、来年度予算をまだ言うのはおかしいかもしれませんが、予算委員会が控えておりますから伺いますが、来年も当初予算で75億ぐらいの予算規模の試算をしてらっしゃいますか。 |
| 水口議長 | はい、木場町長。 |
| 木場町長 | 来年度の予算については、今後議案として提出させていただきますので、75億円には達しておりません。 |
| 11番右田議員 | はい、了解。 |
| 水口議長 | はい。 |

7 番川越議員

議長。

水口議長

はい、7 番川越君。

7 番川越議員

2点ほどお伺いを致します。12号補正については、先ほど町長の方からおっしゃったように各課で不要な部分あるいはどうしても必要な部分というのを精査して出されてきたことと思います。

そこで2点ほど伺いますが、まず補正予算の第5号で組まれました、例の北海道へのボランティアの関係でございますが、今回総務費の諸費の中で、被災者雇用支援が288万ほど減額になっているところがございます。これについて、ある程度その北海道のボランティアについての経費は精査をされたのだなというふうに考えているところです。

そこで、その北海道のボランティアにかかった経費の内容及び金額について、まず1点目は伺います。

それからもう1点目は、先ほどから町長がブランディングの話をしていらっしゃると思いますが、今日3時半からそれについての明細についてはいろいろ話があるだろうというふうに考えております。

7号補正で、ブランディング事業の委託費を500万、それと特別旅費として、海外に研修に行く部分を100万というふうに補正をされたわけがございます。

12月に、同僚であります厚ヶ瀬議員が質問をしたことについて、コンサルタントの契約については応募は3社であり、選考会の結果、アグリコネクトと契約をしたと。それが400、500万内でおさまったのかどうかですね。

それからもう1点については、その特別旅費100万が、一体それだけで足りたのかということ、ここで是非聞きたいと思います。この件については、増減に何も今回の12号補正には出ておりませんが、関連しての質問ではありますが、受け止めていただくようお願いを致します。

12月に同僚の厚ヶ瀬議員が質問をしたときに、1月には若手のお茶農家4名とアメリカのお茶事情を中心にした食について学びに行きたいということで、すでに100万については旅費が不足していたのではないかなというふうに推測致します。

その後いろいろ情報を得たところ、1人の旅費が大体30万を越す程度であったと。とすれば、町長と担当の職員が2人行かされただけでも60万越すわけですので、若い方たちを4名連れて行かれた、この旅費については一体どこからどういうふうに持ってこられて、今回増減は何も出ていないと。

また、既に1月にはこのアメリカに行かれたわけですので、その時に例え

ば専決でもない、議会にも何もお諮りもない。そういったその特別旅費のブランディングに係るわけですけれども、若い方たちをアメリカに連れて行かれた部分の不足した旅費については、どこからどういう経緯でもってこられたのか、仮に足りないのであれば、補正を12月議会の最終でも補正を組まれるとか、あるいはどこから利用をしたいというような議会に対しての具体的な説明というのを受けておりません。その辺について非常に私も疑問に思いますので、この2点について質問を致します。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

北海道のボランティアとおっしゃいましたけれども、広島県の呉のことではないかと思いますが、まずそれを議長、確認をさせていただきたいと思います。

7 番川越議員

すみません。

水口議長

はい、川越君。

7 番川越議員

訂正致します。西日本豪雨災害の部分です。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

西日本豪雨災害につきましては、補正予算で支援をしようということで、取り組んだところでございます。

3回ほど一般の町民の方々も募集をして実施致しました。金額的には、160万程度だったと思いますけれども、詳細については総務課長の方で報告をさせます。

それから、ブランディング事業についての農家の4名の研修費がどうかということについてですけれども、結果から申し上げまして一般会計では100万しか予算がございませんでしたので、その範囲内で執行致しました。

あと、MIRAI協議会の方でも同じような取り組みを行なっております。台湾であったり、日本・錦江町のお茶をどうするかっていうようなこともMIRAI協議会で取り組んでおりましたので、事業内容は合致するというようなことから、MIRAI協議会の方の事業と併せて実施したところでございます。

不足する部分については副町長の方で追加答弁をさせます。

| | |
|----------|--|
| 水口議長 | はい、町長。 |
| 木場町長 | 西日本につきましては新田課長に、それからブランディング事業の方については副町長の方に追加で答弁させます。 |
| 水口議長 | はい、政策企画課長。 |
| 新田政策企画課長 | <p>はい。今、川越議員ご指摘の西日本豪雨被災者向けの包括支援・ボランティアにつきましては、新幹線の利用、それから宿泊先のホテル代等を合わせて、すべて159万1400円の支出を致したところでございます。</p> <p>したがって今回につきましては、議員ご指摘のありましたような雇用支援とかそういったものについては応募がなかった関係で、もう落とさざるを得なかったというようなことでございます。</p> |
| 水口議長 | はい、副町長。 |
| 三反田副町長 | <p>川越議員の質問にお答え致します。</p> <p>まず1点は、ブランディング事業の委託費が500万におさまったのかというご質問でございますけれども、この内容につきましては、コンサルタントへの委託経費と致しまして、トータルのマーケティング力強化セミナーなどにつきまして450万。それとアメリカへの視察に係る現地委託ということでそちらの方が50万。トータル500万の執行をしております。</p> <p>それと特別旅費の100万についてでございますけれども、さきほど町長の方からもございましたが、9月の補正の時には、財政事情も厳しいということで特別旅費を100万組ませていただいております。その中で、9月の議会で浪瀬議員の方から、どこに誰が行くのか、というご質問がございましたので、町長の方から、行先についてはその段階では有機認証などが取ってなくても行けるところであるということで、アメリカなど。それから派遣する職員につきましては、産業振興課もしくは産業建設課の職員を検討していると。併せまして、生産者につきましては未来プロジェクトの事業と関連するので、それを活用して派遣を検討しているところでございますということで、答弁をさせていただいたところでございます。</p> <p>この件に関しましては、8月29日の全員協議会におきましても議員の皆様から実施する前に、生産者と十分に協議するようというご意見をいただきましたので、それを踏まえまして9月11日、21日、25日に生産者説明会を開き、生産者の方々のご意見を踏まえながら、事業を固めてまいった次第でございます。</p> |

水口議長

副町長、マイクをもうちょっと付けて。

三反田副町長

はい。

説明が少し長くなりましたけれども、議員ご質問の、生産者4名の旅費につきましては、どこからもってきたのか、というご質問に対しましては関連する事業を実施しているということで未来プロジェクトの方の事業を活用させていただいているところでございます。

併せまして議会に説明がなかったことにつきましては、9月の町長答弁で、未来プロジェクトの事業を活用したいということも述べさせていただいておりましたので、そういう方向で進めさせていただきましてけれども、議会への説明が十分なされていなかったということにつきましては、お詫び申し上げます。以上でございます。

水口議長

はい、7番川越議員。

7番川越議員

その特別旅費の100万については、町長と担当の職員の33万の2人分という形で出ていると私は思うわけですね。

あと4人については、33万に個人負担分が7万円あったというふうに聞いております。しかしながら、連れていきたいとおっしゃるこの事業は、産業振興課の1つの事業ではないですか。

私たちは今、未来プロジェクトの部分からもってきたいとおっしゃっても、当初の予算の中ではそれは認めておりませんし、当然それは補正で組まれた部分ですので、利用されたいとおっしゃるんだったら、未来づくり課に余裕があるんだったら、そこから6款のほうに移管をされるなり、更正をされるなり。ちゃんとしたところで町長も職員も行って、さらに同じ事業で若い人たちも勉強をしたということであれば、これは予算の組み直しをされるべきだったと私はそういうふうに考えます。

ですから平たく言えば、あるところから持ってくる、事業が似てるからと、そういうことではない。

補助金については、私たちはちゃんと未来づくり課が出した部分の補助金について予算を認めているわけですから、こういう追加が出たときには、当然主管課であるべき産業振興課の予算で私は組むべきだと思うんですよ。ですから、事業等についてはいろんな形の中で途中で担当者がやめたりして継続が出来なかった部分で、予算も余っているかもしれませんが。しかしそれは、そういう考え方ではなくてちゃんと主管課に持ってきてそれを使うべきだと私はそういうふうに考えますので。

その日程の取り方は、厚ヶ瀬議員が質問をした12月の一般質問の中でアメリカに連れて行くんだといった時点で、これに関する特別旅費につい

では、もうマイナスが出てたわけじゃないですか。4人分は払えなかったというような実状があったわけじゃないですか。しかも、補助金・負担金から持ってくるということは、ちょっとおかしいのではないですか。そういう事業費を活用するということは。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

旅費を負担金・補助金から払ったということではなくて、当初100万しか予算を組まなかったのは、シンガポールにするかアメリカにするか行先が分からないけれども、外国の情報を収集したいということで100万予算組みました。

その後、シンガポールじゃなくてやっぱりアメリカの方が良いだろうということで、アメリカに決定したわけですが、その時点で4名の農家の方々が研修に参加するということは未定の状態でありましたので、100万円の以内の中でどれだけの農家の方々が参加できるかというのを考えたときに4名の方々を一度に行くのは非常に厳しいと。そういうことで、未来プロジェクトがやっている錦江町のお茶とこの事業は合致するだろうということで農家の皆さんの事業についてはそちらの事業を使ってやっていいのではないかとというふうな判断からそのようなふうに行なったところでございます。

7 番川越議員

はい。

水口議長

はい、7番川越君。

7 番川越議員

先ほどからも繰り返し言っているように、12月の一般質問のときにアメリカに連れて行くということはもうしっかりここでおっしゃっているわけじゃないですか。4名ぐらいをと。何人集まるか分からないというのは、もう何人集まるか分からないけど、町長が4名連れて行きたかったのだったら4名分の補正予算を組めばよかったですよ、最終議会でも。

だから財源がなければ財調から持ってきてもいいわけです。これが必要とあれば認めるわけですから。

それをかこつけるというのはおかしいですが、これはもう見解の相違でしょうけれども、やはり町長も長い間総務課長あたりもしていたわけですからこれはちょっとおかしいですよ、この組み方は。

ですから、この答弁をされたときに4名分の33万×4名、100万に近い数は旅費は不足をしていたと私は推測をします。

ですから、なんのための予算ですか。何名になるか分かんとおっしゃる

けれども、4名連れて行きたいのであったら4名の33万を予算で持ってくればいいのか。財調で。そうして補正を組めば、最終日でも間に合うというふうに私は考えます。

ですから、決算をみたときにバラバラの、どこが主管課なのかというような捉え方もできなくなります。もし、地方創生の推進費も767万6千円の減額が組んでありますけれども、これを持っていかないで別に組めば、もっとたくさんの残高は出てきたということを考えていくと決算との関連も出てきますよ。

ですから、町長がおっしゃる意味は分かるのですが、私たちは当初からそういう意味合いで予算を認めておりませんので、十分な説明もないままにそういうことを勝手に、というのはおかしいのですが。

あるところから持ってきて使いたいと相談は出来ていたにしろ、やはり予算化をして使っていただきたい。明白に、この事業はどうしても産業振興課の事業なのだと、関連であるとおっしゃっても、それはおかしいと。

ですから、財政調整基金を持ってきて組めば、私たちもそんなに分からないことは言わないです。そういうことです。

今後、さっきも言ったように総務課長も長くしたし、予算についてはベテランです。だからこそ、どこからでも持ってくるという手法もですね、私たちは懸念をします。

ですから、今回は陳謝してくださいよ。これはもうですね、今からどうしようもない。仮に私が今申し上げるように、12月ではもう分かっている、別なところから持ってきて使う。だけど私たちは、地方創生の予算についてはそういう事業を組んではないわけですから。それも説明不足ですよ。

水口議長

回答がいますか。

はい、木場町長。3問目です。

水口議長

回答がいますか。

7 番川越議員

まだいいですかね。

水口議長

いや、3問目だから。

7 番川越議員

3問目ですよ。

水口議長

今の質問に対して座られましたから。

7 番川越議員

はい。陳謝をさせていただきますかということで、まとめます。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

どういう意味の陳謝かちょっとあれですけども、基本的にはこのお茶のブランド化事業というのは、経費が足りなかったので補正予算を組んだのは確かではございますけれども、大きな事業の流れとしてはその未来プロジェクトの中の事業の一環だというふうに考えております。

ただし、アメリカに行くということは当初予定をしておりませんでしたので、その分不足分については一般会計の方で予算を計上したというのが経緯でございます。

本来なら未来プロジェクトの方で500万なり100万なり一緒に組めば、今ご指摘のようなことは起こらなかったというふうに考えておりますけれども、事業の執行そのものについては町全体のことを考えて支出するわけですので、しいて言えば未来プロジェクトの方に組んで未来プロジェクト・未来づくり課が音頭をとってやれば統一性があったのかなというふうには考えております。以上です。

水口議長

3問いきましたので、他に。

2番浪瀬議員

議長。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

はい、今川越さんの質問の件ですが。まず未来づくり課の方で組めばよかったということになれば、来年度でもよかったという話になるわけですよ。

そして町長、私たちは500万と旅費の100万を補正に出されたときに、もうアメリカに行くという話が聞こえてきてて。

だから私が副町長、質問したのですよ、旅費はどうなんですかと。その時にあたかも今副町長の話では4名分全部出すようなことを言われましたけど、町長の答弁は足りない時は1名から2名は連れて行くと、そういう数字も言われてるわけです。

そして、副町長も調べてこられたと思うんですけども、やっぱりそういうふうに回答している分は、ちゃんと1名から2名分はプロジェクトのお金を使わせてもらおうかと思っていると言われたんだけど、こういう理由で4名になりましたと、正確にやっぱり答えていただきたいと思うんですよ。それはまた回答ください。

それと、補正予算の質問であります。まず、25ページの空家リフォーム補助金。当初で160万計上しておりまして、それから9月議会でまた30

0万補正をしたわけですがけれども。また291万減額されているわけですよ。この補正をするときにリフォームをやりたいからと言ってもうきてなかったのか、ただ見込み違いだったのか、まずそれが1点。

それからバレイショの件であります、33ページ。

これも9月議会補正で40袋の1500円、60万円組みました。この時点で40袋、60万。この金額で確実に足りるのですかというのを聞いたのですが、これで十分ですという回答だったと思っております。

それなのにまた最終で17万円補正を組んでいると。バレイショが商社からJAに変わったのか、作付けが増えたのか。これはありがたいことですがけれどもその辺の経緯を聞きたいと思えます。

それから39ページの急傾斜対策の800万計上してありまして、そのまま残ってるんですが、ここはどういうことだったのかそれだけ聞きたいと思えます。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

空き家については政策企画課、それからバレイショについては産業振興課、急傾斜については建設課長に答弁させます。

先ほどの視察の件ですがけれども、当初は有機認証を得なくても輸出が可能なところは多分シンガポール、アメリカだろうということを想定しておりました。シンガポールの場合だと1人当たり24、25万ぐらいで行けるだろう、当然その段階では見積もりも何も取っておりませんでしたので、そうすると職員以外に1名ないし2名ぐらいは行ける可能性があるかなというふうに判断をしておりました。

その後いろいろ日本茶の海外輸出の実績とか輸出高とかあるいはジェットロからのいろんな情報で、アメリカが一番参考になるのではないかということでしたところ、30数万円かかるということで茶農家の人たちをこの一般の旅費で連れて行くのは厳しいかなということで、議員さんの説明会の時にはプロジェクトの方で、人数はちょっと誤差がありましたけれども、結局行き先によって金額が変わった関係で、1名ないし2名と申しあげましたけれども、結果としてはそれがちょっと難しくなったということでございます。あとのことについては、担当課長に説明をさせますのでお願いします。

水口議長

政策企画課長。

新田政策企画課長

まず空き家リフォームで今回291万1千円の補助金の減をさせていただいております。

おっしゃるように当初に対して補正増額をしまして、その後減額と。積算の見込が甘いのではないかというご指摘でございますけれども、今年、当初空き家リフォーム補助金を6月8日で改正をしまして、補助率の拡充を致したところでございます。

それによって今後空き家リフォームが増えるであろうと見込みをしまして予算額を増額致しましたけれども、結果として空き家リフォームについてはなかなか発掘の方が中心になりまして、こちらのリフォームの利用までは結びつけることができなかつたと。空き家リフォームの件数につきましては中の家財撤去が3件、それからリフォームの方が2件というような計5件の取り扱いでございましたので、今後はこういったことがないように事業の周知それから発掘と同時にこういった制度を周知するようにもっていきたいと考えておりますし、先の1月にも自治会長さん方にも私どもの空き家の関係の事業をまとめた形で補助事業等もご案内させていただいておりますので、しっかりと限られた予算が効率的に利用されるように今後も努力してまいりたいと思います。

水口議長

はい、産業振興課長。

今熊産業振興課長

はい。バレイショの種子補助についてですが、確かに9月の時点では400袋ということで農協の方からもそれを目標ということでした。

農協の方がそれを受けて推進をしてくださいますして、予想以上の推進がなされたということで、当初は400袋でそこまできたら止めてくださいというお願いもしていたんですが、その止めるタイミングが、推進がどんどんかかっておりまして超えたということでございます。

そこはもう増える方で逆に良いことかなということで、今回補正増をお願いしたところでは、113袋分ちょっとオーバーしましたけれども、おかげさまで効果がございまして、昨年より規模拡大した農家が8戸数、全体としても156戸数が161戸数と生産者も増えております。

ただ総体作付面積は若干減っておりますけれども、これでもって維持ができたというような状況でございます。以上です。

水口議長

建設課長。

田中建設課長

それでは、ご質問の県単急傾斜についてご説明申し上げます。

県単急傾斜事業につきましては、県からの補助50%いただきながら実施する事業となっているところでございます。

当初県への予算要望につきましては委託料700万、そして工事請負費800万の合計1500万で要望致したところでございました。しかしな

がら県からの予算配分の方が委託料の300万円しかこないという状態が発生致しまして、工事費の方へはとてもしゃないけれども予算を回せることができませんでしたので、今回は委託料の測量設計のみを行なったところでございます。以上でございます。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

はい、2番。

空き家リフォームは内容が変わったのをやはり町民に周知をしていなかったと。こうやればまたできるのですよ、というのを今後周知徹底していただければ。予算をせっかく補正まで組んでしたわけですので、補正額同額近いのをまた減額するというのもおかしいことですので。

バレイショについては私も良いことだからということで、分かりました。

それから急傾斜の方はまだ来年度を見てないのだけど、来年度できそうですか。やはり急傾斜ということで早めに対策をしないといけないというところでしょうから、また努力をしていただきたいと思います。

それからまた戻りますけれども、今町長が、シンガポール、アメリカを予定しております、どっちかをという言い方だったのですが、やはりアメリカであれば100万では足りないのだと。もしかするともうせっかくの機会なのでアメリカに行くかもしれないと。そうすればちょっと200万なら200万組んでくれないですかという形ですれば今になってどうのこうのという話もなかったのではないかなと思うのですよ。

やはり、私たちはもう100万のときに足りるのかという想定はしていたわけですので、後からなってから理由をこじつけるような感じではなくて、こじつけるという言い方は語弊があるかもしれませんが、やはり前もってこうだと。川越議員から言われたように12月の行く前にこうやって行きますと。だから未来づくり課からのお金で旅費を出したいと思っいるとかやはり前もって言えばいいのではないかなと思うのですよ。

行ってきた後に、「行ってきました。足りなかったからこうでした。」と言うのではなくて指摘をされるよりも前に、やっぱり今後いついかないとうまくいかないような気がするのです。

木場町長

はい。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

その旅費の件についてはですね、先ほどちょっと説明不足もありましたが、基本的には職員分しか多分出せないだろうなと思っておりました。

だから説明のときに未来事業で農家の方々は対応はさせていただきたいというような旨の発言もしておりますので、詳細については副町長に再度答弁させます。

水口議長

はい、副町長。

三反田副町長

浪瀬議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃる通り説明不足だということにつきましては、深くお詫び申し上げます。9月の補正予算を組ませていただきましたときに、先ほど町長の方からもございましたけれども、特別旅費につきましては、基本的には職員の旅費、生産者の分は未来プロジェクトの方で台湾の方々と連携ですとか、フランスのエレオノールさんが来た時の取り組みなど一生懸命やっていらっしゃるお茶農家さんたちもいらっしゃいましたので、その事業などに関連しますということもありまして、未来プロジェクトの事業を活用させていただきたいというような答弁をさせていただいたところではございますけれども、その後当初の予定を上回る生産者の方々から行きたいという要望も出されましたので、そうであればということで人数が増えてきてしまったという経緯はございます。

議員がおっしゃいますとおり、未来プロジェクトの事業を活用してアメリカに4人というふうに決まったのであれば、その段階でかくかくしかじかでございますという説明を議会にすればよかったですのではないかとということにつきましては、ご意見のとおりだと思いますので、深くお詫び申し上げます。以上でございます。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

もう3回目ですので、答えを出されても後がありませんので。

やはり私も3月議会で未来への補助金はあそこで使ってあそこで事業をするのだろうということで、みんなやはり承認をしたわけですよ。

そしてこれがまたガラッとあその事業が一緒だからということでは、それなら前に私が質問で、田代の予算を産業建設課のものを組んでいて、そこはもうお金がいらぬので産業振興課に、というのがありましたよね。

そういうのはしないで下さいとお願い申した件があったのですが、ちょっとまだ中に込み入った話も聞きたいので今回はこの程度で終わっておきたいと思います。

水口議長

よろしいですか。

2 番浪瀬議員

はい。

水口議長

はい。他に質疑ありませんか。

6 番池田議員

はい。

水口議長

はい、6 番池田君。

6 番池田議員

交通安全関係についてちょっとお聞き致したいと思います。

錦江町でもある一件ありまして、3 月生まれの例えば 70 歳になる方は半年前から免許交付のお知らせが来るのですが、その時点で教習所の方への空き状況を調べてみたところ、高校生の春休みあるいは就職前の免許取得に対して空きがないということで、非常に苦勞してやっと一か所あったということがありまして。町としての担当ではないかもしれませんが、こういう状況も今後起こるかもしれませんが、何か考えがありましたかお聞き致します。

2 つ目は、今回農業の方でチャトゲコナジラミの防除が 30 万 1 千円の減額になっておりますが、当初その前にこれが発生した時には、とても危惧しておりまして、農薬が効きにくい・新薬だからとても高価だというそういうのもありましたが、その後の状況の変化とか今後どのような予定であるのかお知らせください。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

総務課長と産業振興課長に答弁させます。

水口議長

はい、総務課長。

高崎総務課長

はい。それでは、池田議員のご質問にお答えいたします。

70 歳以上の免許更新の際の教習所での検定の件でございますが、これは警察・公安の方から 6 ヶ月前に免許更新のお知らせがあつて、個人で教習所等に予約をしまして検定を受けなければならないというようなことで、11 月に池田議員からもそういった問い合わせがありました。私どもの方も警察の方に、町内でこういったなかなか教習所の予約が取れないとおっしゃる様に、12 月から 3 月までは高校生の免許を取られる方が多くて教習所が開かないというような事情で予約が取れないというようなことを警察の方にお知らせもしました。

警察の方ではそういうことのために、6 ヶ月以上前から免許更新のお知

らせをしているということで、それは個人の方が鹿屋市内で取れなければ志布志あるいは都城の方に行っていただけないでしょうか、というような答えでございました。

町の方から警察の方をお願いをするのであれば今6ヶ月というのをもう少し前からお知らせをしていただけないか、あるいはうちだけではなくて南大隅からもそういったお話を聞いておりますので、南隅地区でこの期間の12月から3月までの更新の方を一度に対象者を集めて教習所に来ていただいて、こちらの方で検定をしていただくと。そういうのもできないかというように、警察の方にはお願いはしたいというふうには考えております。以上です。

水口議長

次は産業振興課長。

今熊産業振興課長

はい、池田議員のご質問にお答えします。

チャトゲコナジラミの防除についてでございますけれども、大変ありがとうございました。生産者の方からも散布のおかげで今年は良い茶摘みができるというお声をいただいております。効果はあったということでございます。

今後どうするかということですが、この補助が1補助1回限りということになっておりますので、町内全部一通り終わりましたので、次何かという時にはあとは天敵関係で対応するのかなというふうに考えております。今のところ拡大発生はなくて止まっている状態というふうに聞いております。大変ありがとうございました。終わります。

6番池田議員

はい、6番。

水口議長

6番、池田君。

6番池田議員

はい、交通安全の件はやはり先ほど回答もありましたが、地区合同の法令講習が開催されるように、また町の方からも公安委員会なり警察の方へ要望をしていただきたいと思います。

それから年に1回各校区で法令講習会もあるわけですが、その折にはやはりこういう事例もあるので、今後はそういう早生まれの人たち、2月・3月生まれぐらいの人は十分そういう高校生の春休みと重なりますので気を付けていただきたいと思いますというのを周知していただきたいと思います。

2点目の方は、農薬も古くなればだんだん値段も落ちてくるわけですが、今後もまた新しいアザミウマなどのそういう新しい害虫の発生も聞きますけれども、そういうのが拡散しないように懸念もありますので今後も目を

開いて初期の対応をしていただければと思います。以上です。

水口議長 よろしいですか。他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 これで、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 討論なしと認めます。これから、議案第1号、平成30年度錦江町一般会計補正予算第12号についてを採決致します。

お諮りします。議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 異議なしと認めます。したがって、議案第1号、平成30年度錦江町一般会計補正予算第12号については、原案のとおり可決されました。

ここで、休憩に入ります。会議を止めて11時15分から会議を再開致します。

休 憩 11:04

再 開 11:14

水口議長 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第6 議案第2号

水口議長 日程第6、議案第2号、平成30年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号についてを議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

〔木場町長、登壇〕

木場町長 議案第2号、平成30年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について説明を申し上げます。

平成30年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号については、補正額は歳入歳出それぞれ780万円を減額し、累計は13億7,140万2千円になりました。

今回の補正は、歳出については総務費の一般管理費を15万3千円、保健給付費の葬祭給費を6万円、保健事業費の保健衛生普及費を131万3千円、諸支出金の償還金を58万2千円、予備費を584万1千円それぞれ減額し、保険給付費の審査支払手数料を12万5千円、保健事業費の特定健康診査等事業費を2万4千円それぞれ増額いたしました。

また、総務費の賦課徴収費、保健給付費の出産育児一時金、国民健康保険事業費給付金の一般被保険者医療給付費分、諸支出金の一般被保険者保険税還付金の財源区分変更を行ないました。

歳入については、国民健康保険税を215万円、県支出金の保険給付費等交付金を389万5千円、諸収入の延滞金、加算金及び過料の一般被保険者延滞金を2万7千円、雑入を92万5千円それぞれ増額し、使用料及び手数料の督促手数料5千円、繰入金の一般会計繰入金を1,479万2千円それぞれ減額したところでございます。議決くださいますようお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。第1表歳入歳出予算補正の歳入1款国民健康保険税から6款諸収入までと、歳出1款総務費から7款予備費まで一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

6番池田議員

6番。

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

はい。5款保険事業費ですが、レセプト診療所業務嘱託員報酬115万8千円の減でございますが、職員の関係だと思いますが、3月になればいろんな会議がありますが、支障がなかったのかちょっとお知らせください。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

保健福祉課長に答弁させます。

水口議長

保健福祉課長。

| | |
|----------|--|
| 城下保健福祉課長 | 池田議員のご質問にお答えいたします。国民健康保険費の方から管理栄養士の報酬を支出しておりましたけれども、9月末で退職をしました関係で、募集を再三行ないましたけれども、応募もなく減額をさせていただきました。以上でございます。 |
| 水口議長 | よろしいですか。 |
| 6番池田議員 | はい。 |
| 水口議長 | はい、6番池田君。 |
| 6番池田議員 | 今新しい人はおられないということですが、今後どうなるのかお聞かせください。 |
| 水口議長 | はい、保健福祉課長。 |
| 城下保健福祉課長 | 31年度も臨時職員ということで、募集をさせていただきたいと考えております。もう数回に及び放送と職安の関係も募集を致しましたけれども、いらっしゃらなくて、つてを頼っているところですが再度また募集をさせていただきたいと考えております。 |
| 水口議長 | よろしいですか。 [「なし」と呼ぶ者あり] |
| 水口議長 | 質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり] |
| 水口議長 | 討論なしと認めます。これから、議案第2号・平成30年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号についてを採決致します。 お諮りします。議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり] |
| 水口議長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第2号・平成30年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号については、原案のとおり可決され |

ました。

日程第7 議案第3号

水口議長

日程第7、議案第3号、平成30年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第3号、平成30年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号について、説明を申し上げます。

平成30年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号については、補正額は歳入歳出それぞれ4万8千円の減額で、歳入歳出予算総額は1億2,756万8千円になりました。

今回の補正は、歳入については、保険基盤安定繰入金の減額及び前年度繰越金の増額が主なものであり、歳出については保険基盤安定分担金の減額及び繰出金の増額が主なものです。

議決くださいますよう、よろしくお願いたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入1款後期高齢者医療保険料から、5款繰越金までと、歳出2款後期高齢者医療広域連合納付金から4款諸支出金まで、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行いません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第3号、平成30年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号についてを採決します。

お諮りします。議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第3号、平成30年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号

水口議長

日程第8、議案第4号、平成30年度錦江町介護保険事業、保険事業勘定特別会計補正予算第2号についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

〔木場町長、登壇〕

木場町長

議案第4号、平成30年度錦江町介護保険事業、保険事業勘定特別会計補正予算第2号について、説明を申し上げます。

平成30年度錦江町介護保険事業、保険事業勘定特別会計補正予算第2号については、補正額は歳入歳出それぞれ5,872万3千円を増額し、予算総額は13億1,933万6千円になりました。

今回の補正は、歳出については、保険給付費や基金積立金の増額と地域支援事業費の減額が主なものであり、その他事業執行に伴う過不足の調整を行うものです。歳入については、国庫支出金、繰越金の増額が主なものです。議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

〔木場町長、降壇〕

水口議長

これから、質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入1款保険料から9款諸収入までと、歳出1款・総務費から6款予備費まで、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行いません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第4号、平成30年度錦江町介護保

険事業、保険事業勘定特別会計補正予算第2号についてを採決します。お諮りします。議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 異議なしと認めます。したがって、議案第4号、平成30年度錦江町介護保険事業、保険事業勘定特別会計補正予算第2号については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号

水口議長 日程第9、議案第5号、平成30年度錦江町介護保険事業、サービス事業勘定特別会計補正予算第1号についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

〔木場町長、登壇〕

木場町長 議案第5号、平成30年度錦江町介護保険事業、サービス事業勘定特別会計補正予算第1号について、説明を申し上げます。

平成30年度錦江町介護保険事業、サービス事業勘定特別会計補正予算第1号については、補正額は歳入歳出それぞれ24万8千円の減額で、予算総額は929万5千円になりました。

今回の補正は、歳出については、介護予防事業負担金及び介護予防マネジメント委託料の減額が主なもので、歳入については、一般会計繰入金の減額が主なものです。議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

〔木場町長、降壇〕

水口議長 これから、質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入2款繰入金及び3款繰越金、歳出1款総務費及び2款諸支出金を一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 質疑なしと認めます。これから討論を行いません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第5号、平成30年度錦江町介護保険事業、サービス事業勘定特別会計補正予算第1号についてを採決します。

お諮りします。議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第5号、平成30年度錦江町介護保険事業、サービス事業勘定特別会計補正予算第1号については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号

水口議長

日程第10、議案第6号、平成30年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算第3号についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

〔木場町長、登壇〕

木場町長

議案第6号、平成30年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算第3号について、説明を申し上げます。

平成30年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算第3号については、補正額は歳入歳出それぞれ18万9千円を増額し、累計は1億2,504万円2千円になりました。

今回の補正は、歳出については、水道消費税50万6千円と消耗品費20万2千円を減額し、ポンプ等の光熱水費50万円と元金積立金を52万3千円増額し、そのほか過不足の調整を行いました。

歳入については、水道使用料の滞納繰越分11万7千円と手数料7万2千円を増額いたしました。

議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

〔木場町長、降壇〕

水口議長

これから、質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入1款事業収入と、歳出1款総務費及び3款基金積立金を、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第6号、平成30年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算第3号についてを採決します。

お諮りします。議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第6号、平成30年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算第3号については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号

水口議長

日程第11、議案第7号、平成30年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

〔木場町長、登壇〕

木場町長

議案第7号、平成30年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号について、説明を申し上げます。

平成30年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号については、歳入歳出それぞれ63万3千円の減額で、累計は3,021万5千円になりました。

補正予算の主なもの、歳入については、使用料及び手数料の督促手数料の収入増と一般会計繰入金の事業管理費及び基金繰入金の減であり、歳出については、修繕料の減額が主なものです。

議決くださいますよう、よろしく願いいたします

〔木場町長、降壇〕

水口議長

これから、質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入2款使用料及び手数料及び5款繰入金と、歳出1款総務費を一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行いません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第7号、平成30年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。議案第7号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第7号、平成30年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号

水口議長

日程第12、議案第8号、鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長

〔木場町長、登壇〕

木場町長

議案第8号、鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定を変更するため、錦江町定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の規定により本案を提出するものでございます。議決くださいますよう、宜しくお願い致します。

[木場町長、降壇]

水口議長 これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更についてを採決します。

お諮りします。議案第8号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 異議なしと認めます。したがって、議案第8号、鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号

水口議長 日程第13、議案第9号、錦江町個人情報保護条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長 議案第9号、錦江町個人情報保護条例についての、提案理由の説明を申し上げます。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取り扱いに関する規定等が整備されたことを踏まえ、錦江町特定個人情報保護条例と併せ諸規定を整理したいため、本条例を提案するものでございます。

議決くださいますよう、宜しくお願い致します。

[木場町長、降壇]

水口議長 質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 討論なしと認めます。これから、議案第10号、錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。議案第10号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 異議なしと認めます。したがって、議案第10号、錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第11号

水口議長 日程第15、議案第11号、錦江町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

〔木場町長、登壇〕

木場町長 議案第11号、錦江町公益法人等への職員の派遣等に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

現在建設中の総合交流センターの利用開始に伴い、老人保健センターを用途廃止することになり、これまで、社会福祉協議会内に配置していた老人保健センター所長の職が廃止されるため、公益的法人である社会福祉協議会に職員を派遣するため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、職員の派遣等に関し必要な事項を定めるため、本条例案を提案するものであります。

議決くださいますよう よろしくお願い致します。

〔木場町長、降壇〕

水口議長 これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

はい、7番川越君。

7 番川越議員 今具体的に社会福祉協議会への職員の派遣ということで聞いておりますが、ということになると内部の課長職から誰かを持っていくとか、あるいはそういった形の中で実施をされるのか、それとも社会福祉協議会については職員の派遣よりもむしろ民間の登用というのも考えてみたほうが良いのではないかと考えを持っているわけですが、その辺についてはどうでしょうか。

水口議長 はい、木場町長。

木場町長 詳細については総務課長に答弁させますが、後半の質問につきましては、確かにそういう運営の在り方もあるかなと思います。来年からするということはありませんけれども、評議員会・理事会等もありますので、今後社会福祉協議会の活動を強化していくためには、今提案されたことも1つの案であろうとは考えております。4月から即というわけではございませんけれども、今後検討をしていきたいというふうに考えております。

水口議長 はい、総務課長。

高崎総務課長 川越議員のご質問にお答えします。職員の身分でございますが、現在と同じように、保健福祉課主幹で社会福祉協議会への出向というふうに考えております。社会福祉協議会の方から事務局長の委嘱というような形になるかと思えます。以上です。

水口議長 よろしいですか。

7 番川越議員 はい。

水口議長 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 討論なしと認めます。これから、議案第11号、錦江町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例についてを採決します。

お諮りします。議案第11号は、原案のとおり決定することにご異議あり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 異議なしと認めます。したがって、議案第11号、錦江町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第12号

水口議長 日程第16、議案第12号、錦江町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

〔木場町長、登壇〕

木場町長 議案第12号、錦江町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

技術士法施行規則の一部を改正する省令が平成31年4月1日に施行されることに伴い、布設工事監督者の資格要件を定めた規定を整理したため、本条例案を提案するものであります。

議決くださいますよう よろしくお願いたします

〔木場町長、降壇〕

水口議長 これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 討論なしと認めます。これから、議案第12号、錦江町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。議案第12号は、原案のとおり決定することに、ご異議あ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第12号、錦江町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第13号

水口議長

日程第17、議案第13号、錦江町振興開発調査会設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

〔木場町長、登壇〕

木場町長

議案第13号・錦江町振興開発調査会設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例第2条に定める所管事項に、町の振興計画策定の答申という重要項目がありますが、その審議を行う委員に町民の代表の参画が明記されていないため、今回その選任方法や定数を改正するため、本条例案を提案するものであります。

議決くださいますよう よろしくお願いたします。

〔木場町長、降壇〕

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

はい、7番川越君。

7番川越議員

今回調査会に町民の代表という方を入れられたということは、非常に私たちは良いことかというふうに考えております。これを公募で行ないますということであると町民の代表も公募で行なうわけですが、その選考についてはどのように考えていらっしゃるのですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

政策企画課長に答弁させます。

水口議長

はい、政策企画課長。

新田政策企画課長

川越議員のご質問にお答えします。現在公募員を2名というふうに考えておりますが、町民の代表ということでしておりますけれども、基本的には町の計画の体系でございますから、最上位にある計画でございますので、そういった町づくりに携わりたいのか、計画についてご自分のお考えをしたのか、そういった応募用紙を準備しております。

そういったところで公募をしたうえで、応募があった場合に内部で審査をしたうえで、決定していきたいというふうに考えているところです。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

そういった審査の基準を設定して公募をした場合に、もしなかったらそれはそれで置くということですか。あると思うのですが、非常にその審査基準というようなものが負担であればここまで手を挙げたいという人も、もうやめようかなというようなことも考えられるわけですが、その辺はどのように考えていますか。

水口議長

はい、政策企画課長。

新田政策企画課長

ご指摘のとおり、これまで私ども他の審議会等につきましても公募を致しております、公募のあるものもあれば、なかったものもございます。従って今回、町の最上位の計画である総合振興計画策定員については、若干ハードルが高いかなという所ではございますけれども、仮に応募がなかった場合でもこちらの方から推薦という形でも進めていきたいというようなことも考えております。

一応この議決をいただきましたら3月号の広報誌あたりもしくは防災無線等で周知を図っていきたくと思っております。この構成員につきましても、今回改正内容で4号の改正をかけておりますけれども、私どもが現在考えている委員の構成としましては、産業界が3名、学識を2名、それから議会代表を1名、それから金融関係がお1人、それから住民の代表をお2人、それから医療介護関係をお2人、その他こちらがご推薦にあたる方を推薦していきたいというふうに考えています。

なるべく周知を徹底していきたいと思いますが、最悪応募がない場合はこちらの方で選考・推薦という形を取らせていただくことも考えております。以上です。

水口議長

よろしいですか。

7 番川越議員

はい。

水口議長

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第13号、錦江町振興開発調査会設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。議案第13号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。議案第13号、錦江町振興開発調査会設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第14号

水口議長

日程第18、議案第14号、錦江町へき地診療所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長

〔木場町長、登壇〕

木場町長

議案第14号、錦江町へき地診療所条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

宿利原学習センターの再編事業に伴い、宿利原巡回診療所の位置及び診療日を改めるため、本条例案を提案するものであります。

議決くださいますよう よろしく願いいたします。

〔木場町長、降壇〕

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第14号、錦江町へき地診療所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。議案第14号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第14号、錦江町へき地診療所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第15号

水口議長

日程第19、議案第15号、錦江町敬老金支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

〔木場町長、登壇〕

木場町長

議案第15号・錦江町敬老金支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

長寿祝い金として支給する敬老金の額を改めたいため、本条例案を提案するものであります。

議決くださいますよう よろしく願いいたします。

〔木場町長、降壇〕

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

75歳の方がやはり5千円にしないといけないですか。

やはりここに長寿祝い金となっていますけれども、75歳と言ったら、頑

張っていただきまして錦江町にご尽力いただきましてありがとうございます。という意味の方が強いのではないかと思います。

やはり75歳と言えば、まだ車も運転して自分の意思で何を買おうとか、いろいろ考えがあって買われると思うのですよ。やはり90歳、100歳となるとなかなか周りにあるようなものであろうと思うわけです。その中で今まであったものを増額するのであったら減額して。75歳の人にせっかくなので夫婦で遊びに行ってお飯を食べてくださいという気持ちで、5千円にしなくても。

5千円にしてどのくらい違うものでしょうかね。計算はしていませんけれども。何名いるか計算はしていないけれど。やはり減額をする必要が本当にあるのですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

はい。そういう気持ちが全然ないわけではございませんが、ただ今日本の平均寿命とか近隣の状況とかいろいろ勘案しますと75歳というのが敬老祝い金をやること自体は否定しませんけれども、特に錦江町がそういう金額については、近隣市町の中でも突出している、平均寿命も段々増えて上がってきていると。そういうのを総合的に判断して心苦しくはありますけれども、見直す必要があるのかなど。担当課の方とも一応協議をしまして、今回このような条例案を提出することに致しました。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

繰り返しになりますけれども、やはり敬老というか頑張ってもらった祝いとして。他町村がどうか、平均寿命がどうか、7・8千人しかいない人口の中で75歳にしてもそんなに大きい金額ではないと思うのですよ。他町村は他町村。他町村と言えば、子どもが生まれたときはいくらくれるとかやっているわけですから、それは頑張ってきた人を大事にするという意味合いであるものを、今までくれているものを減額する必要があるのかと思う所であります。町長、もう一回考えてみてください。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

私も担当課とも何回も協議をしましたがけれども、正直なところ続けても良いという気持ちがないわけではないですけれども、いろんな状況から判断して、他の事業辺りをもう少し充実させていく必要があるのかなというふうに考えております。参考までに担当課長の意見も聞いてみたいと思

ますので、よろしいでしょうか。

水口議長

はい、保健福祉課長。

城下保健福祉課
長

貴重なご意見をありがとうございました。

この敬老金の支給の年齢につきましては、担当課で数年前から協議をしてまいりました。平均寿命は関係ないということだったのですけれども、平均寿命が男性で81歳、女性で87歳になります。敬老金という意味合いを考えたときに75歳が果たしてどうかと。

そして私たちが考えるきっかけとなりましたのが、80歳の方が受け取りを拒否された方が今年いらっしゃいました。どうやっても受け取らないということで、やはり、くれるのだったら貰うよと。だけど75歳で貰ってもそんなに嬉しいとは思わない、という声もやはりあって。

うちの課では子育ての支援に結構力を入れております。いろんな事業の配分や予算の配分をする中で見直す事業は見直していかなければならないと。議員が本当におっしゃる通り、人口減少で高齢化が進んでいるところでございます。皆さん、たどっていく道で、今まで本当に町のために一生懸命仕事をしていただいて感謝の気持ちがないわけではないのですが、そういう予算の1万円という金額を5千円に今回減額をさせていただいて、ゆくゆくは80歳以上のお祝い金にした方が良いのではないかと。職員が数年来これは協議をしてまいった結果でございます。以上でございます。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

言われることは分かるのですが、ゆくゆくは今の考えでは段階的に75歳はやめようと、80歳からにしようという考えなのでしょうけれども、80歳に達するまでに貰えない人もいるわけですよ。

やはり1回ぐらいは。70歳に下さいというのはあんまりかもしれませんけれども、やはり長寿祝金ではなくて名前を変えても私は上げてほしいと。頑張ってきていただいたという感謝ということで、町からの感謝ということで。別に5千円にするのだと、子育てに使うのだと言われれば何も言いようがないですけれどもやはり上げてほしいと思います。以上です。回答はいりません。

水口議長

他に質疑ありませんか。

はい、7番川越君。

7番川越議員

私もまったく浪瀬議員と同じ考え方でございまして、今年の補正予算で

敬老金については847万を計上されていて、その間に亡くなった方とかいらしたということでございますので、109万ほどが減額になっているというような実状です。ということは高齢者の方が段々亡くなっていくと、そういった実状であろうというふうに考えております。

そこで、これまで1万円でやっていて急に5千円に下げるといふ、その辺の住民の感情というのも一つは考えていくべきではないかと思えます。今後、団塊の世代がどんと乗ってきますので、財源的にも大変だろうと思えますけれども、やはりここで5千円にカットをするといふのはどういった意味があるのかというふうに考えます。

保健福祉課長の方から、子どもたちの方に使ってほしいという、それは切なる願いだろと思えますが、やはりふるさと納税等ももうちょっとそちらの方の予算に活用できるようなそういったようなものも今後考えていかれて、今回はやはり5千円ではなくて1万円の支給をしてほしいというのが願望でございます。以上です。

水口議長

回答がいますか。

7 番川越議員

回答はもう出尽くしていますので、よろしいです。

水口議長

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから議案第15号、錦江町敬老金支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。議案第15号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第15号、錦江町敬老金支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第16号

| | |
|---------|---|
| 水口議長 | <p>日程第20、議案第16号、錦江町課等設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。</p> <p>本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。</p> <p>[木場町長、登壇]</p> |
| 木場町長 | <p>議案第16号・錦江町課等設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>南隅地域の医療、介護等の持続可能な在り方を検討するための分掌事務を新たに設けたいため、本条例案を提案するものであります。</p> <p>議決くださいますよう よろしくお願いたします。</p> <p>[木場町長、降壇]</p> |
| 水口議長 | <p>これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。</p> |
| 11番右田議員 | <p>11番。</p> |
| 水口議長 | <p>11番、右田君。</p> |
| 11番右田議員 | <p>少し難しい問題ですけれども、南隅地域の医療介護に関することを追加してありますが、これは今後の本町が借入れをすることについて、保健福祉課だけでは少し難しいというような考えを持っておられると思うのですが、また予算委員会で詳しいことは聞きますけれども、その辺はどういう考えを持ってこの政策企画課に分掌事務をさせるのか。</p> <p>それと財務的な問題が一番の課題だと思うのですが、専門的な職員を配置する考えがあるのかその辺を伺います。</p> |
| 水口議長 | <p>はい、木場町長。</p> |
| 木場町長 | <p>医療となると、保健福祉課の事務分掌というふうに考えられがちなのですが、今回の場合は本町だけではなく、南大隅町を含めた南隅地域全体での取り組みであること、そして当然医療機関である医師会立病院も含んでいること、それから今のところ具体的にどのぐらいのものをどこにいつ作るという具体的な計画も財源的なことも確定しておりません。</p> <p>そういう意味では医療に関わらず、財政的なことそれから国・県などとの関わり・補助金・財源的なこと、それから病院と言っても最終的には町</p> |

づくりに関わることでありますので、病院だけではなく病院と町づくりをどうやってマッチさせていくかというような総合的な観点から政策企画課がこの分掌を担うというのが一番適当であろうというふうに判断したことでございます。

これから先のことについては今検討中でございますので、病院を作るのか、寿命化をするのか作るとしたらどこに作るのか、どの程度の規模で作るのか、国とか県の補助事業はどうするのかそこら辺を今から政策企画課を中心にして協議・検討を進めていきたい、その体制づくりをするための課等の設置条例の改正でございますので、ご理解いただきたいと思います。

水口議長

はい、11番右田君。

11番右田議員

本町が各公民館単位でタウンミーティングをされたわけですが、その辺の報告とか、まだ議会に1回もタウンミーティングのこととかされてないと思うのですよ。その辺をもう少し詳しく説明いただけますか。

水口議長

右田議員、報告はされました。

はい、木場町長。

木場町長

財務のことをおっしゃいましたけれども、基本的に規模とかそれが決まらないことには財務が決定しませんので。

あともう一つは国の補助事業にどんなのがあるのかそこら辺も運営のやり方によってその補助事業をどこから持ってくるのか、基金から持ってくるのか、あるいは国土交通省の中のこれに類する補助事業があったりしますので、そういう意味では今の段階で財政のことばかりが先に行ってしまうと本来の目的であるどういう病院が必要なのかというそこら辺がおろそかになるというふうに考えております。

そういう意味では、南隅地域の将来の医療の在り方をどうするかというその根本的な考え方をまず固めた上でないと、どの補助事業でどの規模のもので診療内容はどういうものをメインにするのかというのをまず方向付けをした上で、次に財政的な観点に検討を進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

水口議長

はい、11番右田君。

11番右田議員

もう地域医療は大事ということは町民全員分かっていると思うのです。議会でもほとんど分かっておりますのでその辺を南大隅町との協議を今からしていかないといけないわけですが、

今後その進め方というのをここ1・2年、来年31年、32年度というのが、町長の任期中ですので1番大事な年度だと思うのです。その辺の町長の考え方を私的な考えで良いですからお伺いします。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

病院側の方としては、崖地があったり老朽化が進んでいるということで1日でも早い段階での計画策定を望んでいるようでありますけれども、両町としてはある程度計画を作るには十分な住民とのコンセンサスも必要であらうというふうに考えております。

なので、基本的には右田議員がおっしゃるように本年度おそくとも来年度ぐらいまでの早い段階にはどういう規模の病院でどういう診療内科があってというような内容のところまで詰めていきたいというふうに考えております。

11番右田議員

了解。

水口議長

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。

これから、議案第16号、錦江町課等設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。議案第16号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、したがって、議案第16号、錦江町課等設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで皆さんにお諮りしますが、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

日程第 2 1 議案第 1 7 号

水口議長

日程第 2 1、議案第 1 7 号、錦江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

〔木場町長、登壇〕

木場町長

議案第 1 7 号・錦江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成 31 年 4 月 1 日に施行されることにより、当該条例で定める災害援護支援資金について保証人なしでも申請することができるようになったこと及び参照している法律条項に条ずれ等が発生するため、本条例案を提案するものであります。

議決くださいますよう よろしくお願いいたします。

〔木場町長、降壇〕

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第 1 7 号、錦江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。議案第 1 7 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第 1 7 号、錦江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 2 2 議案第 1 8 号

水口議長

日程第 2 2、議案第 1 8 号、錦江町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第 1 8 号、錦江町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づく、人事院規則の一部を改正する人事院規則が平成 3 1 年 4 月 1 日から施行されるに当たり、本町職員の時間外勤務命令の上限時間等に関する事項を規定したため、本条例案を提案するものであります。

議決くださいますよう よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第 1 8 号、錦江町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。議案第 1 8 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第 1 8 号、錦江町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 2 3 議案第 1 9 号

水口議長 日程第23、議案第19号・権利の放棄についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長 議案第19号、権利の放棄について提案理由の説明を申し上げます。
奨学資金貸付金の返還請求権について、消滅時効における10年の時効期間の経過により、裁判手続による執行の方法を利用することが事実上でできないことから、債権を放棄するため、本案を提案するものであります。
議決くださいますよう よろしくお願いたします。

[木場町長、降壇]

水口議長 これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 討論なしと認めます。これから、これから、議案第19号、権利の放棄についてを採決します。

お諮りします。議案第19号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 異議なしと認めます。したがって、議案第19号、権利の放棄については、原案のとおり可決されました。

日程第24 同意第1号

水口議長 日程第24、同意第1号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

同意第1号、教育委員の教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

南園高樹委員の任期が、平成31年4月28日をもって満了となるため、引続き委員に任命したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

今回の任期は、平成31年4月29日から平成35年4月28日までの4年間となります。同意くださいますようお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、同意第1号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。同意第1号は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、同意第1号・「教育委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

日程第25 議案第20号

日程第26 議案第21号

日程第27 議案第22号

日程第28 議案第23号

日程第29 議案第24号

日程第30 議案第25号

日程第31 議案第26号

水口議長

日程第 25 議案第 20 号・平成 31 年度錦江町一般会計予算について
日程第 26 議案第 21 号・平成 31 年度錦江町国民健康保険事業特別
会計予算について

日程第 27 議案第 22 号・平成 31 年度錦江町後期高齢者医療事業特
別会計予算について

日程第 28 議案第 23 号・平成 31 年度錦江町介護保険事業（保険事業
勘定）特別会計予算について

日程第 29 議案第 24 号・平成 31 年度錦江町介護保険事業（サービ
ス事業勘定）特別会計予算について

日程第 30 議案第 25 号・平成 31 年度錦江町簡易水道事業特別会
計予算について

日程第 31 議案第 26 号・平成 31 年度錦江町農業集落排水事業特別
会計予算について 7 議案を一括議題とします。

本案について、提案理由を含めて町長の施政方針について説明を求め
ます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

国の平成 31 年度予算そして県の状況につきましては、1 ページの方
から記載されていますのでご覧いただきたいと思います。1 ページの下方
の方から。

私は、町長就任以来、将来に夢・希望が持てるまちづくりを政策目標に掲
げ、全力で取り組んでまいりました。今年度は、若者の働く場を確保するた
め神川中学校跡に整備したサテライトオフィスへの企業を誘致することが
できました。

さらに、本町の基幹産業である農林水産業の振興に向け、農林漁業者及び
食品加工業者等の経営力向上及び本町特産品の付加価値向上を目的として
錦江町特産品ブランディング事業を実施いたしました。成果はこれからで
すが、自社の未来を考え、更に地域を支える志を持った若い生産者を育成し
ていくことが地域産業の未来には不可欠であると確信したところでありま
す。

また、人口減少が急速に進む中で、地域で安心して子どもを産み、育てる
ことができる環境整備の一環として、小児科・産婦人科の医遠隔医療相談な
ども開始したところであります。

町民の方々が、将来に夢・希望が持てるまちにするためには、医療介護福祉
の充実、産業の振興、働く場の確保、子育て支援、教育の充実など、早急
に対策を講じるべきことと未来を見据えて果敢にチャレンジしていくこと
に、スピード感を持って取り組んでいくことが大事だと考えております。

こうしたことから、本町の平成31年度予算編成にあたっては、将来に夢・希望がもてるまちづくりを実現するために、産業の新たな展開、空き家を活用した住宅政策、生活環境の整備、女性・子どもの参画社会、誇れる郷土づくりの5項目を新たな事業として取り組むとともに、経常経費の削減、事業のスクラップ・アンド・ビルドに取り組むよう指示しました。

その結果、平成31年度一般会計予算総額は、前年度比6億1,595万8千円(8.6%)減の65億1,829万7千円となりました。

性質別歳出予算の状況は、人件費が12億7,588万6千円で予算に占める割合は、19.6%、普通建設事業費12億5,014万8千円で19.2%、公債費9億187万1千円で13.8%、扶助費8億9,541万5千円で13.7%、補助費等8億6,044万6千円で13.2%、物件費8億2,169万9千円で12.6%となっております。

歳入予算の状況は、自主財源である町税が6億2,741万1千円で予算に占める割合は、9.6%、国庫支出金4億4,390万円で6.8%、県支出金7億9,913万4千円で12.3%、町債7億8,410万円で12.0%、地方交付税は、29億4,445万円で45.2%とし、不足する財源につきましては、時々刻々と変化する社会経済情勢に対応するべくこれまで積み立ててきた基金を取り崩して財源に充てました。

今後は、地方財政をめぐる国の動向を注視しながら、自主財源の確保、経常経費の抑制に努め健全財政を維持するとともに、錦江町総合戦略の取り組みを着実に実施し、希望あふれる未来を子どもや孫たちに繋ぐためのまちづくりを進めて参ります。

なお、税収の確保につきましては、町民の皆様から信頼される公平で公正な税の賦課と納付指導、収納率の向上は極めて重要であります。厳しい経済状況の中にあっても、やりくりをして頂きながら、町税を完納して頂く方々の納税意識を大切にし、更なる公正・公平を保つことに、取り組みを強化して参ります。今年度からコンビニ収納の開始、また2020年度までの継続事業として、固定資産税家屋の全棟調査を実施いたします。

一方、厳しい財政状況下ではありますが、情報通信手段の充実によるIT関連企業、移住者及び町民の皆さんの住環境整備のために、今年度の宿利原地区に引き続き、平成31年度は池田地区への光ファイバーケーブルを敷設します。池田地区の開通により町内のほぼ全域で高速通信インターネットのサービスが展開されることとなります。

また、保健センター、生涯学習センター、防災センターの機能を複合的に備えた、錦江町総合交流センターが間もなく完成します。今後、関係課・関

係機関の機能移設等を早急に行い、6月上旬に開館の予定で進めております。

この総合交流センターにおいて、町民の幅広い交流を促進し、町民の教養の向上、文化の振興、健康の保持及び増進を図り、町民の憩いの場になるようにしていきたいと思っております。また、災害等の非常時においては、避難所などの防災活動の拠点施設として活用し、その機能を十分に発揮させ、町民の安全・安心を図ってまいります。

町の基本構想である、錦江町総合振興計画を平成31年度から2カ年かけて見直しを指示したところであります。この計画は総合戦略、過疎自立促進計画、地域福祉計画など様々な実施計画の方向性を示す最上位計画であるため、町民の意識調査やまちづくりの小さな成功体験を積んでもらう事業、世代間ごとの懇話会設置などをしながら、2021年度からの5箇年計画として策定を進めてまいります。

空き家対策につきましては、平成28年度から空き家解体補助事業により、これまで61棟の解体を進めてまいりましたが、さらに利用されていない空き家の解体を促進するため、平成31年度は予算についても倍増しております。ただし、空き家の管理はあくまでも個人資産でありますので、この事業のあり方も見直しながら、個人資産の適正管理に向けた意識啓発も進めてまいりたいと考えます。

また、新たな空き家の活用策のモデル事業として、空き家をリノベーションし、宿泊施設やスモールビジネスへの活用策を実施してまいります。

地方創生の取組みにつきましては、これまで総合戦略に基づく未来づくりプロジェクトが極めて順調に進んでおり、県や国の注目を集め、全国各地からの視察やマスコミにも多く報道されています。これは錦江町の未来づくりの理念に多くの人々が共感している証であると自負して考えております。

これらの総合戦略や未来づくりプロジェクトは、町で方針を決定し、まち・ひと・『MIRAI』創生協議会で具体的事業を決定・実施されるもので、これは町の総意であり、私たちが望んでいる未来づくりそのものでもあります。

今後もこの理念を変えることなく尊重し、未来プロジェクトを力強く推進していく所存であります。

これまで進めてきたいサテライトオフィス誘致は、今年度、株式会社あしたのチームが正式進出し、現在2名の町民の方々が勤務されております。今

後は、新しい仕事の創出のみならず、町内での仕事起こしや、町内経済の活性化に寄与するよう、余暇を利用した旅行先でリモートワークを行うワーケーションと呼ばれる新しい勤務形態の候補地としてもサテライトオフィスの誘致を積極的に訴えるなどの新たな試みも加えて、さらに進めていきたいと考えております。

また、小中学生や保護者から、学びの場を創出してほしいとの声が多く寄せられており、これまで夏休みや冬休みなどにパソコン等を活用した遠隔授業の実証実験を行ってまいりました。学習成果が顕著でありに伸びることがわかり、また受講した子どもたちからも続けたいという意見が多く寄せられたことから、ふるさと納税による財源を活用して、平成31年度中に常設の公営塾を設置することを目指し取り組んでまいります。

引き続き、三方良しを活動理念として、土台、しごと、なかま、ひと、新しい絆づくりの各事業を行ってまいります。産婦人科や小児科医による遠隔小児科相談事業や海外も含めた学術機関などとの連携強化を通じて、本町の課題を逆転の発想で強みに変えるよう、町外の志のある機関と積極的に連携していきたいと考えております。

今年度に改修いたしました旧宿利原中学校については、地域の皆さんから出されたご意見を参考にしながら、小さなビジネスや高齢者、子どもたちへの有益な活動に利用できるコンパクトな地域拠点施設として、施策活用を進めてまいります。

ふるさと納税につきましては、条例化や使い道を住民の方々と考えるなど、国の方針である返礼品に偏向した既存のふるさと納税からの脱却にいち早く着手したところであります。今後は未来想像・創造コンテストに応募された住民の方々からの提案も実現に向けて努力して参ります。

一方、地方を離れ、都市で仕事をされ、錦江町を大切に思ってくださいる方々からの本来のふるさと納税を確保するため、町人会や都市圏の皆様へ錦江町のまちづくりの取り組みを紹介しながら、トップセールスでふるさと納税の確保に努めてまいります。

町の未来をつくるのは、私たち町民の責務です。将来のこの町を担う子どもたちに、きちんとした町豊かな未来を残せるよう町一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

農林水産業全般に関しましては、国は農林水産業・地域の活力創造プランに基づき、若者たちが希望を持てる強い農林水産業と、美しく活力ある農山

漁村の実現を表裏一体で推進することとしており、先に発表された平成30年度第2次補正予算では、経営感覚に優れた担い手の育成やスマート農業の促進等による国際競争力の強化、輸出促進等に対して重点的な予算の配分がなされています。

また、県では昨年3月に策定された、かごしま未来創造ビジョンの中で、経済のグローバル化に対応するため、農林水産物の販路や輸出を拡大するとともに、革新的技術の導入による生産性と競争力の向上を目指すこととしています。

こうした中、農林水産業につきましては、昨年度今年度、基幹品目であるお茶や春ばれいしょの価格低迷、台風第24号による農作物や農地・農業用施設への被害、面積拡大が進む甘しょでの新たな病害の発生など、非常に厳しい年でありました。平成31年度においては、本町農林水産業が持つ潜在力が十分に発揮されるよう生産・販売環境の整備に努めるとともに、新たな販路や需要の開拓、付加価値を高める商品開発、農地の集積・集約化等によるコスト低減、労働力の確保と省力化対策など所得の増加を図るための様々な施策を皆様生産者と一緒に取り組んでまいります。

農業の基盤を充実させるため、ソフト面では特産品ブランディング事業により、経営セミナーや講演会を行うことによって、重点的に人材育成を行い、経営力のある農家や事業者の育成に取り組むとともに、引き続き農産物の販路開拓・拡大、加工について検討し、地域に適した作物の選定・新技術の導入等に努めます。また安心・安全な食の提供を基本としつつ、既存商品のブラッシュアップによりブランド力、付加価値を高め、市場や消費者ニーズに応える特色ある産地づくりを行い、農業者等が自ら生産・加工・販売に取り組むための6次産業化への取り組みにも支援をして参ります。

また、今年度から引き続き、錦江町特産品ブランディング事業を実施し、経営セミナーの実施や先進的な取り組みを实践する事業者との交流を通じて、農林漁業者や加工業者等の経営力向上に取り組んでまいります。ハード面では近くに公的トイレがない農業団地付近にトイレを設置することにより、安心して農作業に従事できる環境を整えてまいります。

さらに、多様な担い手の育成・確保のため、新規就農者及び後継者育成のための支援にも関係機関と連携を図り取り組んでまいりたいと考えています。国の新規就農・経営継承総合支援事業の、農業次世代人材投資事業と併せて町単独事業の新規就農者総合支援事業により、親元就農にて農業のノウハウを得ながら規模拡大し、独立自営にて農業を行う生産者に対しても生活支援と生産性の向上等に向けた設備の導入に対する補助制度を引き続き推進してまいります。併せて、人材育成にも力を入れて参ります。

また、両根占土地改良区の老朽化した施設を今後も使用していくため、基幹水利施設ストックマネジメント事業により、補修・補強または一部更新などの保全対策工事の実施を今後も支援してまいります。

畜産につきましては、近年、各畜種とも若手担い手農家の就農が著しく増加していることから畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、いわゆる畜産クラスター事業等を活用し、ICT技術の実証によるスマート農業を推進し、生産性向上による経営安定対策と生産基盤の強化を図ってまいります。

また、2022年に鹿児島県で開催される全国和牛能力共進会に向けて、畜産振興資金貸付基金や優良牛保留対策事業を活用し、高齢牛の更新・増頭を推進します。また、さらに、県と連携し優良繁殖雌牛の導入促進に対して補助を行い、優良子牛の産地として全国に鹿児島錦江町の名を広めるため、関係機関である第12回全国和牛能力共進会県推進協議会とも連携を図りながら技術指導に努めてまいります。

また、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ等、家畜伝染病の予防対策として、肝属家畜防疫対策協議会と連携し消毒等の疾病侵入対策の徹底を図ります。

有害鳥獣による農作物等への被害対策につきましては、関係団体と連携を図りながら、引き続き狩猟免許取得者への助成とあわせて、狩猟者登録時の狩猟税、登録手数料等の補助を行い、狩猟登録者の確保を図り有害鳥獣の捕獲に取り組むとともに、電気柵や箱わな導入を図り農作物被害防止対策に努めて参ります。また、平成29年度より設置した大根占猟友会及び田代猟友会の鳥獣被害対策実施隊員の人数を増やし鳥獣による農作物等の被害防止に努めて参ります。

林業につきましては、森林・林業再生プランを基本に、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、消費者のニーズに対応できるような森林を育成していくことが重要であると考えています。特に、今後は、森林整備を通じて地球温暖化防止に貢献していくことが求められていることから、適切な間伐を着実に実施することにより、多様で健全な森林を育成していくことが重要になるかと思えます。また、豊富な森林資源を活かしたバイオマス事業については、30年度に今年度調査事業を行い、事業完了実施したところですが、今後は、国の補助事業を活用して、木質チップを燃料とした発電や温熱供給施設導入に向けて取り組んでまいります。

成熟期（伐期）を迎えた森林につきましては、無届伐採等の違法伐採をなくし、森林法10条及び15条の伐採届の周知徹底を図り、合法的な計画性のある木材安定供給のための主伐の推進と併せて、伐ったら植えよう！を合い言葉に再生林を推進するとともに、公有林についても計画的な伐採・造林を進めてまいります。

また、大隅地域が昨年、林業成長産業化地域に指定されました。川上では、施業集約化の推進・低コスト素材生産の推進・再生林の推進、川中では、原木流通効率化の推進、川下では、CLT、2×4など木材需要の創出を図ってまいります。

平成31年度より国の森林環境税事業が始まります。新たな森林経営管理制度を実行していくため、専門員を配置して国が進める方向に導いて参ります。また、林業副産物の特用林作物の振興も引き続き推進してまいります。

水産業につきましては、養殖業の振興を目的として、生産性向上とコスト削減に資する生簀整備事業を国の水産業強化支援事業補助金を活用して実施するとともに、国の水産多面的機能発揮対策事業による人口海藻・藻場の保全、町単事業で行う湾内の漁業資源の増加を図るためヒラメ、マダイの放流など地域資源の維持、回復の活動や町内小学生を対象にした、魚の料理教室等を引き続き支援してまいります。

商工業につきましては、本年10月に予定されております消費税・地方消費税の10%への引上げが低所得者・3歳未満児の子育て世帯の消費に与える影響を緩和することと地域における消費を喚起・下支えとするため、プレミアム付商品券事業が国において実施されますので、商工会と連携しながら、低所得者・子育て世帯への支援・消費喚起に確実につながるよう進めてまいります。たいと考えます。

また、商工会と連携しながら、女性や若者等の多様な起業支援のための懇話会やセミナー等を開催するとともに、新規特産品の開発やコミュニティビジネスビジネスプランの実現に向けた支援を進めてまいります。コンテストやセミナーを新たに開催していきます。

加えて、商工業事業資金の利子補給の支援と併せ、商工業者店舗等改修事業を引き続き支援するとともに、商工会と連携を図りながら商工業・商店街の活性化に取り組んでまいります。向けて推進して参ります。

さらに、鹿屋市消費生活センターとの消費生活相談業務の広域的連携により、消費者トラブルについて専門家に直接相談できる体制を維持してまいります。消費者トラブルの解決に向けた安心できる住民サービスの提供に努めて参ります。

観光につきましては、魅力ある観光地づくり事業や元気おこし事業など県の補助事業等を活用しながら、神川大滝を中心とした七滝の整備や奥花瀬の魅力を十分に活かした施設整備を図り、新たな観光資源の創設に取り組んでまいります。

また、照葉樹の森など町内にある付加価値の高い資源を今一度見直し、新たな体験メニューの創設やイベントの充実などの取組を通じて、有効に活用しながら、魅力向上を図って参ります。同時に、ホームページの多言語化による環境整備やSNSを積極的に活用した情報発信、民泊の推進など、国内はもとより国外からの観光客誘致に向けた取り組みも行って参ります。

都市部との交流につきましては、鹿児島純心女子短期大学とコンビニエンスストアなど情報発信力のある民間企業と連携した商品開発を図り、産官学での取組を引き続き継続し、錦江町の更なる知名度の向上を図ります。また、今年度昨年度から取り組みを始めた出水市との敵対都市提携の交流につきましても、話題性のある交流事業を引き続き実施することにより、情報発信力を高め、その効果が特産品のPRや町内への誘客などの経済効果に繋がるよう取り組んでまいります。

さまざまな事業実施により、より多くの交流人口の獲得を図り、それを錦江町ファンクラブを中心とした活動とおして、関係人口へと転化することによって、次世代へとつづく観光交流を目指してまいります。

超高齢化社会を迎えている我が国において、本町を見てもみると、平成31年2月1日現在の住民基本台帳上の町内人口は、7,530人で、65歳以上の高齢者数は3,315人、昨年度より40名の減少ですが、高齢化率は44.02%と増加しており、国の2025年問題より先行している地域となっております。

このような状況下であります。福祉・医療・介護・子育て支援等においてバランスのとれた施策を展開しながら、町民の皆さんが安心して暮らせる町づくりを目指していかねばならないと考えております。国の施策の調査では、国民の60%以上の方は住みなれた自宅や地域で生き生きと生活したいという願望があり、地域包括ケアと言われておりますように、地域で生き生きと暮らせるように、在宅における医療や介護といったサービス等の対策をさらに盤石にすることが重要な課題となっております。

平成31年度は、第Ⅱ期子ども子育て支援事業、高齢者福祉計画並びに介護事業計画を策定するための実態調査や自殺対策事業策定計画にも取り組み、地域まるごとケアを実践するべく進んでまいります。

また、平成29年度から認知症対策として取り組んで参りました脳若事業も引き続き各サロン等を中心にして実施していくところでございます。

サロンにつきましては、半数を超える自治会で実施されており、前述の地域包括ケアを取り組む上で欠かせない存在であり、今後も各自治会のサロンが増えるように努力して参ります。

また、民生委員児童委員や在宅福祉アドバイザーの皆さんによる地域における見守りが今後も重要となることから、これらの体制の一層の充実を図り、特に独居高齢者や身体の不自由な方々などの日頃からの見守りやちょっとした声かけなど、周りや地域の方々が率先していただけるよう推進していきたいと考えております。

さらに、高齢者の方々の生きがい対策になっているシルバー人材センターの更なる充実と、社会福祉協議会に対しましては、総合交流センターへ移転しますが、行政とより緊密な連携をとり一体となった取組を始めているところであり、内容の充実・強化を図ることは大変重要であり、今後の地域包括ケアの推進の最重要課題だと考えているところです。

障害者福祉及び児童福祉につきましては、国や県の法制度に基づいた各種の支援施策を活用しながら、障害のある人もない人も共に社会の中で生活できるよう相手の身になって考え、さらに地域全体で支えあう事に重点を置き、これまで同様に推進して参りたいと考えております。

医療・保健につきましては、鹿屋市に開設されました大隅広域夜間急病センターが充実してきておりますし、県のドクターヘリも広域的な取組がなされ、これまで以上に住民の救急医療に対する不安解消に向けて順調に運営されているところであります。さらに、平成30年度今年度から取組を始めた肝属郡医師会立病院の老朽化に伴う移転・改築問題については、住み慣れた地域で最後まで自分らしく暮らし続けるために、この南隅の地域に必要な医療、介護を見据え、行政、住民、肝属医療圏内の病院を含めた医療、介護事業所がお互いに連携しながら、三方よしの理念で、30年後に負担を先送りせず、未来に大きな負担を残さない最適な健康づくり拠点の整備に向けて、町民、議会、南大隅町や医師会立病院の皆様のご意見を参考にしながら迅速にその解決策を見出していきたくと考えております。

本年9月には自治総合センターと総務省のご支援をいただき、南隅地域

の医療介護の姿シンポジウムも本町で開催することとしております。

また、大隅4市5町保健医療推進協議会では、産科医師確保と助産師確保の対策を掲げており今後産科医だけではなく、そのほかの医師確保にも県補助をはじめ、各市町の負担金をもって、対応していくものであります。健康増進事業対策としましては、町民の健康保持や生活習慣の改善、各種ガン検診等の健診受診率向上を図り、あらゆる機会をとらえて予防啓発や早期発見、早期治療を促し、各種疾病の重症化対策を推進したいと考えています。

特に、生活習慣病の予防対策が今後の本町の医療費削減等に結びつく重要なことであると考えております。そのために、平成31年度は新たな健康づくり事業の試みを計画しており、特定健診、いわゆる基本健診の受診率向上にもこれまで同様、力を入れるとともに、生活習慣病の予防対策も重点項目としつつ、町民の健康増進につながる健康教室や運動教室などを継続して開催し、一層の予防対策の推進を図りたいと考えております。

子育て世代の支援策としましては、2020年度からの稼働準備のため、平成31年度は、子育て包括支援センターの準備作業に入ります。

なお、新生児の誕生時に、新生児聴覚スクリーニング事業を平成29年度から実施しており、併せて、紙おむつ・ミルク等と引き換える、すくすくベビー券として商品券を支給し、乳児を安心して育てられる環境づくりを推進してきております。

また、さらに、産婦検診時出産後の母の不安傾向をより早期に把握することで、虐待予防と産後うつ予防を図るとともに、不妊に悩む夫婦の支援策としての不妊治療に要する費用の一部を助成し、精神的、経済的負担の軽減を図ることも継続していきたいと考えております。

口腔対策につきましては、認知症予防や心疾患への影響も懸念される重要な課題であり、虫歯を作らないことが基本でありますので、乳幼児健診等における、虫歯0を継続し、これまで同様、受診勧奨を進めるとともに、幼稚園、保育園や家庭等での対応につきましても、教育の一環として歯科指導も継続していきたいと考えています。

平成23年度から、小児用肺炎球菌・ヒブワクチン・子宮頸がん・おたふく・水痘の5種類のワクチン無料接種事業を実施し、さらに平成24年度からは、乳幼児医療費助成に加え、中学生までの医療費助成制度を設け、経済的負担の軽減を図り、次世代を担う若者支援策として実施してまいりました。平成26年度からは、乳幼児に多いロタウイルスによる胃腸炎感染症対

策の予防接種の無料化や、妊婦の歯科健診の検査無料なども実施してきておりますので、今後も継続して実施してまいりたいと考えております。また、近年の風疹の流行に伴い男性の抗体検査、予防接種を実施してまいります。

高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種につきましては、平成26年度の10月から国の制度により定期接種となり、65歳以上の方に5歳刻みで実施しているところですので、今後もこれを継続して実施して参りたいと考えております。

環境対策につきましては、家庭からの生活排水による水質汚濁を未然に防止するため、小型合併処理浄化槽の設置促進を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めて参ります。

また、自治会等で管理されている飲料水供給施設につきましては、安定的な飲料水の確保を図るため、今年度、補助率を見直しました自治会簡易水道事業補助金等により、引き続き支援してまいります。

さらに、長期的な地球温暖化対策の一環として、ゴミの分別収集を実施して、ゴミの減量化及び衛生自治団体連合会と連携を図りながら、環境美化の強化に取り組んで参りたいと考えております。

道路整備などの公共事業につきましては、地域からの要望も多数寄せられているところですが、財政健全化との整合性を図るとともに、緊急性や効率性等を考慮しながら、要望に応じてまいりたいと思います。

本町の交通インフラの整備状況は、県内における九州新幹線、東九州自動車道、地域高規格道路の整備状況と比較しますとなどの充実度合いからすると、極端に低いものがあります。大隅縦貫道につきましては、平成5年12月に策定された広域道路整備基本計画で地域高規格道路の指定を受けながら25年間も進展しない状況にありますことから、経過している笠之原から南大隅町佐多を結ぶ大隅縦貫道の早期整備に向けて、鹿屋市をはじめとした1市4町の行政、議会や経済界と一緒にこれまで以上に国に整備促進の声を訴えてまいりたいと考えます。

なお、31年度は大隅縦貫道整備促進決起大会が本町で開催されることになっており、官民一体となり早期整備に向けた気運醸成を図ってまいりたいと考えています。

また、本町の道路や橋梁につきましては、老朽化による傷みが随所に見られるようになり、まさしく新設改良から維持補修への転換期を迎えたと強く感じているところであります。このようなことから道路については、路面

性状調査等を参考に老朽化した道路の維持補修の継続、橋梁等については、長寿命化計画に基づいて、引き続き取り組んでまいります。

異常気象による風水害等から生命・財産を守り、安全・安心な生活環境を維持するための排水・治水対策にも引き続き取り組んでまいりますとともに、国・県道の整備や河川の寄り洲除去、海岸地域の高潮対策事業等についても関係機関と連携を図りながら取り組んでまいります。

また、公共工事の入札参加の透明性、公平性及び事務の効率化を図る上で、電子入札システムや条件付一般競争入札を今後も継続して実施してまいります。

住宅施策につきましては、平成28年度に改定しました公営住宅等長寿命化計画並びに住生活基本計画の理念である、人がいきいきと暮らせる魅力あふれる安心な住生活の実現に基づき、既存住宅の長寿命化に取り組むとともに、木材を活用した、移住者及び若者世代向けの町営住宅の整備にも引き続き調査研究してまいります。

自治会運営につきましては、人口減少・少子高齢化が一段と進行し運営が難しくなる中、自治会長さんを中心に地域自治力の連携・強化に取り組んでいただいております、深く感謝しております。

今後も自治会長さんと連携を図りながら、自助・共助の意識の醸成に努めてまいりますとともに、自治会統合につきましても引き続き支援を行ってまいります。

なお、31年度は大尾自治会と落河自治会の統合が計画されております。

交通関係につきましては、県内の平成30年の事故発生件数は5,833件で、前年度からしますと731件の減少となっております。しかし、本町においては、3件の増加で27件となりました。また、その内の1件は高齢者が犠牲となる痛ましい死亡事故も発生しております。高齢者が関係する交通事故が年々増加する中で、事故多発危険個所の点検やその改善に向けて県や警察へ要請すると同時に、町民に対しましても夜光反射材の着用や交通ルール遵守の啓発を図ってまいります。

防災につきましては、昨年8月に防災の危機管理や災害時の任務に精通した人材を防災専門監として採用し防災計画の全面的な改訂を行いました。平成31年度からは、自治会の防災訓練や児童生徒の防災学習等にも防災専門監を派遣し、自治会の実情に合った避難計画や訓練計画の作成、訓練時の指導・助言等も行い、町民の防災意識を更に高めて参りますとともに、

防災センターの機能を有する総合交流センターを活用した防災訓練等の定期的な実施により、逃げ遅れゼロの町を目指します。

また、町民が安全で安心して暮らしていける町づくりを推進するため、犯罪や事故の予防、認知症等による行方不明者の捜索等に運用することを目的に、町内の拠点箇所に警察の意見をいただきながら、防犯カメラの設置を行ってまいります。

なお、自主防災組織の強化、防災行政無線の難聴地域解消にも引き続き取り組んでまいります。

消防につきましては、地下式消火栓から地上式消火栓への改修や防火水槽の設置を年次的に進めるとともに、平成31年度は川原分団の消防ポンプ車と小型動力ポンプの更新を行い、資機材の整備も行ってまいります。

消防団員が年々減少傾向にありますが、今後も各分団と協力しながら団員確保に努めます。また、消防活動の経験者などからなる消防団協力隊に対しましても引き続き団員の後方支援をお願いして参ります。

また、予防消防などの広報活動や災害弱者である高齢者宅への訪問活動を主な活動とする女性消防団員の結成を目指し、地域に根ざした新たな消防団活動を行ってまいります。

教育におきましては、本町の教育行政の基本目標である、あしたをひらく心豊かな人づくりを推進するため、学校教育と社会教育がそれぞれの役割を十分発揮し、情報交換や人的・物的・文化的交流等を積極的に行い、教育行政を力強く進めてまいります。

まず、学校教育につきましては、学校・家庭・地域社会、関係機関の連携のもと、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、基礎的・基本的な知識や技能と思考力・判断力・表現力及び体力を培ってまいります。新しい学習指導要領が2020年度に小学校、2021年度に中学校で全面実施されることから、その内容に円滑に移行するための準備を進めるとともに、小学校における外国語教育の充実を図るため、学級担任とティーム・ティーチングを中心とした指導を行うための外国語教育活動協力員AEAを配置し、コミュニケーション能力や聞く・話す能力の向上に努めます。中学校においては、大学の入試改革により英語の受験に民間の英語検定が導入されることを踏まえて、中学生の英語検定試験の受験料を年1回分補助し、積極的な受験と更なる英語の学力向上に努めます。

また、今年度、タブレットを利用したWeb演習教材を全小学校に導入しました。中学校の学習ソフトも含めて、今後、積極的な活用を奨励し児童生

徒の学力向上に努めます。

特別の支援を要する子どもたちのために、特別支援教育支援員、複式学級のある学校には、複式学級を支援するための支援員を引き続き配置し、小規模・複式学級の指導法の充実を図ってまいります。

また、各学校の特色ある学校づくりや小中一貫教育を更に推進していきます。

いじめや不登校など児童生徒等の心の相談につきましては、引き続きスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒及び保護者並びに教職員の相談・支援に努めてまいりたいと考えています。

教育環境につきましては、児童生徒が安心して意欲的に学べる質の高い環境を整えるため、校舎及び屋内運動場等の非構造部材耐震等工事を進めるとともに、普通教室並びに特別教室の空調設備の設置を行います。

保護者の教育費負担の軽減を図るため、就学援助費の新入学用品費について、平成31年度も小・中学校において入学前に支給します。

また、小中学生の通学時等のトイレ問題について、新たな公衆用トイレの設置も検討しましたが、近年、児童生徒が被害に遭う犯罪事例も発生していることや早急に対応する必要上、住民の協力を得て、安心して通学できる環境整備に取り組んでまいります。

学校給食につきましては、食の供給だけでなく、子供たちの健全な心と身体を培い豊かな人間性を育む「食育」を強く推進することを基礎とし、地元食材をより多く活用しながら、安心して安全な給食の提供に努めます。

次に、生涯学習につきましては、誰もがいつでも学べる機会の充実を図り、学校や地域とともに健やかで心豊かに活動することができるよう進めて参ります。

公民館活動につきましては、公民館主催事業の充実を図るとともに、学習成果を発表する場を設け、地域での交流や世代を超えたつながり、伝統芸能・行事の伝承の活動支援、町民の自主的な学びや活動を支援します。

さらに、地域学校協働活動として、従来の学校応援団活動を充実させながら、地域の未来を担う子供たちが、地域の方々に見守られ、支えられながら、豊かな学びの体験を得て、地域に愛着を持ち、地域に貢献したいと考える人材の育成を図りたいと考えています。

また、町民の幅広い交流を促進し、町民の教養の向上や文化の振興、健康の保持増進を図るとともに、災害等の非常時においては、防災活動の拠点施設となる複合施設錦江町総合交流センターを有効に活用し、学習環境及び

健康増進並びに安心して安全なまちづくりの整備を図ります。

史跡や文化財につきましては、町民が様々な機会をとらえ、歴史に触れ、親しみ、理解を深められるよう保存整備を図り、多くの町民に公開することにより、史跡や文化財を活用したまちづくりを推進します。

なお、今年度は明治維新150周年ということで、本町におきましてもこれを記念した事業に取り組んで参りましたが、平成31年度も引き続き本町の史跡や文化遺産を見直し教育にも活かしていきたいと思ひます。

青少年教育につきましては、錦江町の将来を担う人材の育成として極めて重要な取り組みであります。学校教育と連携しながら学校教育では体験できない学習や様々な体験活動を通して、生きる力を育てまいりたいと思ひます。

また、異年齢集団活動による社会性並びに相互扶助の精神の醸成等貴重な機会としてトワイライト事業に取り組み、今後も青少年の健全育成に有意義な事業になるようにしていきます。

社会体育につきましては、スポーツ推進員を中心にしたコミュニティスポーツクラブが、平成31年度から本格的に活動を開始します。本町の生涯スポーツの振興と町民の体力向上、健康増進に向けた取り組みを展開されますので、運営を支援していきたいと思ひます。

また、48年ぶりに本県で開催される、燃ゆる感動かごしま国体もあと1年半に迫り徐々に気運も高まって参りました。県をはじめ関係市町並びに関係機関と連携を図りながら、町民全体でのおもてなしの心持って、平成31年度のプレ大会の成功と2020年度の本大会に向けた取り組みを積極的に進めて参りたいと思ひます。

国民健康保険事業につきましては、国の制度改革により今年度から都道府県が町と一緒に国保の運営を担うことになり、県内の統一的な運営方針を示すとともに、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保を行うなど、財政運営の責任主体として中心的な役割を担い、国保制度の安定化を図ることになりましたが、市町村が担う事務自体はこれまでと大きな変化はありません。今後も医療費抑制の取り組みを進めて参りたいと思ひます。

また、今年度平成30年度から特定健診や特定保健指導の受診率向上に努めるため、特定健診と腹部エコー検診を複合させて、ミニドック検診として実施してまいりました。平成31年度からは、更に、元気度アップ・ポイント事業を活用しながら受診率アップに取り組んでまいります。

平成29年度から特に保険者努力支援制度による糖尿病重症化予防に取り組む、人工透析の未然防止に取り組むことを重点として参りましたが、今後も継続して取り組んでまいります。

また、医療費分析を活用した保健事業の展開をしながら、ジェネリック医薬品の利用促進を積極的に推進しているところです。

財政運営の主体は鹿児島県になり、町は国保連合会を通じて支払う保険給付費は、県から全額納付金として受け入れ、国民健康保険税等から事業納付金として県へ納めなければなりません。依然として国保の財政基盤は脆弱であり、財源不足は否めず、一般会計からの法定外繰り入れを余儀なくされております。また、県下の賦課方式の統一方針として2023年度までに3方式への移行が決定しております。本町においても平成31年度から段階的に資産割の税率を引き下げ、税率調整をしながら税収の確保を図ります。

今後も、鹿児島県とともに、保険者として財政健全化を図りながら、医療費の適正化や収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

後期高齢者医療事業につきましては、保険者としての財政健全化を図っていかねばならないと考えています。

保険料につきましては、特別徴収による年金からの徴収が主体となり、保険料につきましても2年に1回保険料の改定となっております。

この保険における医療費も年々上昇しておりますので、平成31年度もこれまで同様、健康保持増進のための長寿健診受診率の向上と併せて脳ドック、人間ドック等の普及啓発にも努めてまいります。

介護保険事業及び介護サービス事業につきましては、平成29年度から総合事業を開始しました。

町民の方々が負担する3か年1期ごとの介護保険料につきましては増加傾向にあります。このような中、介護が必要な方へのサービスは多種多様ではありますが、まず一般介護予防事業の施策として、運動機能向上・口腔機能向上・栄養改善教室等を積極的に展開しており、今後も重症化しない対策を継続して図ってまいります。

特に、高齢者の運動教室への参加誘導や、住民の生活実態把握のために包括支援センターの職員による訪問に力を入れており、家庭環境を確認し、対応しております。

平成29年度で要支援1・2の総合事業が完全に移行しましたので、少しでも多くの高齢者が、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるような取組を進めたいと考えております。

元気度アップ・ポイント事業等を利用した自治会ごとのサロンは46ヶ所と増加し、自治会、地域で高齢者を支えるという観点から、サロンの立ち上げにも力を注いでまいりました。自治会長をはじめ、民生委員や地域の核となる方々のご協力を頂きながら、順調にサロンの数も増えてきております。このサロン活動の更なる拡大、推進によって、高齢者の集いの場の充実を図るため、平成30年度今年度から週一回保健センターにおいて包括直営のサロン、退院後の個別リハビリ、月1回の認知症カフェを実施してまいりましたが、今後も引きこもりの解消や体力・筋力の維持をめざし、ころばん体操の普及とともに継続して進めたいと考えております。思っております。

認知症対策として平成29年度からI P a dを活用した脳若事業を実施してまいりました。当初の3ヶ所から現在5ヶ所のサロンで定期的に実施しておりますので、さらに対応できる人材の養成を急がなければならないところでございます。

また、認知症初期集中支援チームとして、医師、臨床心理士、保健師、社会福祉士、ケアマネなど多職種が連携したチームで認知症が疑われる方々に対応しているところでございます。認知症サポーター養成は、教育委員会、学校、各種団体等への研修を実施し、認知症に対する認識を高め、見守り等を通じた体制強化を図ることが、教育の一環にもつながっていくものと考えております。

今後、ますます増加すると見込まれる認知症の方を支えるため、脳若事業を展開しつつ、地域の自助、共助を主体とした地域で見守れる体制づくりを展開し、支援体制の充実を図って参りたいと考えております。

簡易水道事業につきましては、町民の皆さんへ安全・安心な飲料水を供給するために、施設等の維持管理を適切に行い、あらゆる事態に迅速に対応できるように取り組んでまいります。

また、集落等で管理運営する水道施設の更新につきましても、引き続き支援を行い安定的な飲料水の確保に努めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、年間の加入戸数は、新築住宅等で僅かながら増加している一方、高齢者の転居等による減少もあり、ほぼ横ばいの状態が続いております。

今後も、公共用水域、水質保全に努めるとともに、住民の快適な生活を支えるため、適切な維持管理や効率的な改築更新に努めます。

平成29年度に機能診断調査業務、今年度は、平成30年度は最適整備構想業務、平成31年度は計画策定業務を実施し、最適な処理方法を検討してまいります。これにより、農業集落排水事業の持続性を確保し、将来に渡ってその機能を発揮できるよう取り組んでまいります。

以上、町政運営に対する私の基本的な考え方を申し上げました。依然として厳しい財政状況下ではありますが、職員とともに本町の発展、地域の活性化に努めてまいりたいと考えています。

町民の皆さん並びに議員の皆さんのご支援、ご協力をお願い申しあげまして施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号の7議案については、議長を除く全議員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、
議案第20号・平成31年度錦江町一般会計予算について
議案第21号・平成31年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算について
議案第22号・平成31年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算について
議案第23号・平成31年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について
議案第24号・平成31年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について
議案第25号・平成31年度錦江町簡易水道事業特別会計予算について
議案第26号・平成31年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算について

の7議案については、議長を除く、全議員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

次の本会議は、18日の予定でありますので、申し添えておきます。

散会 13 : 11